

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 措置の分類の見直し	13. 措置の内容の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 措置の分類の見直し	17. 措置の内容の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
090011	保育所における調理室の必要規制の緩和及び外部搬入方式の容認	C	ただし、一部については検討中	保育所の調理室については、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細やかな対応 多様な保育ニーズへの対応 食事を通じた児童の健全育成を図る 観点から、必要不可欠であると考えており、調理室の必要規制を撤廃することは困難である。	提案者の要望は、3歳未満児については一の保育所で調理しその他の保育所に搬送する方式、3歳以上児については学校給食センター方式で実施すること等によって、貴省回答中 - に対応することができる場合には、調理室の増設コストにより保育料を上げるか、保育料を安値に据え置くか、地方公共団体が選択できるようにすべきというものであり、この点を踏まえ、要望を実現できないが、再度検討し回答された。	C	ただし、一部については検討中	保育所の調理室については、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細やかな対応 多様な保育ニーズへの対応 食事を通じた児童の健全育成を図る 観点から、必要不可欠であると考えており、調理室の必要規制を撤廃することは困難である。	一部については検討中、内容につき、早急に検討し、回答された。	調理室必要規制の緩和についてはC、外部搬入方式の容認についてはA	外部搬入方式の容認についてはA	公立保育所についてその運営の合理化を進める一環として、保育所(公立保育所に限る。)における調理業務に關し、次の措置が講じられる場合、外部搬入を認める。 調理室は必要、外部搬入を受ける保育所においては、保存、配膳及び加熱や食物アレルギー及び体調不良児等の対応に支障が生じないようにするため、調理室として一定の調理機能を有する設備を設けることとする。 外部搬入を行う場合であっても、児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること。 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行うこと。また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること。 必要な栄養素量を給与するとともに、食を通じた子どもの健やかな育成(食育)を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供する。	2003010	羽谷町(31361)	保育所運営の効率化を進め、子育てを支援する構造改革特区	保育所調理施設設置要件の緩和
090011	保育所における調理室の必要規制の緩和及び外部搬入方式の容認	C	ただし、一部については検討中	保育所の調理室については、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細やかな対応 多様な保育ニーズへの対応 食事を通じた児童の健全育成を図る 観点から、必要不可欠であると考えており、調理室の必要規制を撤廃することは困難である。	提案者の要望は、3歳未満児については一の保育所で調理しその他の保育所に搬送する方式、3歳以上児については学校給食センター方式で実施すること等によって、貴省回答中 - に対応することができる場合には、調理室の増設コストにより保育料を上げるか、保育料を安値に据え置くか、地方公共団体が選択できるようにすべきというものであり、この点を踏まえ、要望を実現できないが、再度検討し回答された。	C	ただし、一部については検討中	保育所の調理室については、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細やかな対応 多様な保育ニーズへの対応 食事を通じた児童の健全育成を図る 観点から、必要不可欠であると考えており、調理室の必要規制を撤廃することは困難である。	一部については検討中、内容につき、早急に検討し、回答された。	調理室必要規制の緩和についてはC、外部搬入方式の容認についてはA	外部搬入方式の容認についてはA	公立保育所についてその運営の合理化を進める一環として、保育所(公立保育所に限る。)における調理業務に關し、次の措置が講じられる場合、外部搬入を認める。 調理室は必要、外部搬入を受ける保育所においては、保存、配膳及び加熱や食物アレルギー及び体調不良児等の対応に支障が生じないようにするため、調理室として一定の調理機能を有する設備を設けることとする。 外部搬入を行う場合であっても、児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること。 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行うこと。また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること。 必要な栄養素量を給与するとともに、食を通じた子どもの健やかな育成(食育)を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供する。	2008030	稚内市(1214)	過疎地域における小規模保育所と幼稚園との「幼保一元化」特区。	保育所の調理施設設置要件の緩和
090011	保育所における調理室の必要規制の緩和及び外部搬入方式の容認	C	ただし、一部については検討中	保育所の調理室については、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細やかな対応 多様な保育ニーズへの対応 食事を通じた児童の健全育成を図る 観点から、必要不可欠であると考えており、調理室の必要規制を撤廃することは困難である。	提案者の要望は、3歳未満児については一の保育所で調理しその他の保育所に搬送する方式、3歳以上児については学校給食センター方式で実施すること等によって、貴省回答中 - に対応することができる場合には、調理室の増設コストにより保育料を上げるか、保育料を安値に据え置くか、地方公共団体が選択できるようにすべきというものであり、この点を踏まえ、要望を実現できないが、再度検討し回答された。	C	ただし、一部については検討中	保育所の調理室については、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細やかな対応 多様な保育ニーズへの対応 食事を通じた児童の健全育成を図る 観点から、必要不可欠であると考えており、調理室の必要規制を撤廃することは困難である。	一部については検討中、内容につき、早急に検討し、回答された。	調理室必要規制の緩和についてはC、外部搬入方式の容認についてはA	外部搬入方式の容認についてはA	公立保育所についてその運営の合理化を進める一環として、保育所(公立保育所に限る。)における調理業務に關し、次の措置が講じられる場合、外部搬入を認める。 調理室は必要、外部搬入を受ける保育所においては、保存、配膳及び加熱や食物アレルギー及び体調不良児等の対応に支障が生じないようにするため、調理室として一定の調理機能を有する設備を設けることとする。 外部搬入を行う場合であっても、児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること。 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行うこと。また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること。 必要な栄養素量を給与するとともに、食を通じた子どもの健やかな育成(食育)を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供する。	2010010	瑞浪市(21208)	(仮称)幼保センター特区	保育所の調理施設設置要件の緩和
090011	保育所における調理室の必要規制の緩和及び外部搬入方式の容認	C	ただし、一部については検討中	保育所の調理室については、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細やかな対応 多様な保育ニーズへの対応 食事を通じた児童の健全育成を図る 観点から、必要不可欠であると考えており、調理室の必要規制を撤廃することは困難である。	提案者の要望は、3歳未満児については一の保育所で調理しその他の保育所に搬送する方式、3歳以上児については学校給食センター方式で実施すること等によって、貴省回答中 - に対応することができる場合には、調理室の増設コストにより保育料を上げるか、保育料を安値に据え置くか、地方公共団体が選択できるようにすべきというものであり、この点を踏まえ、要望を実現できないが、再度検討し回答された。	C	ただし、一部については検討中	保育所の調理室については、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細やかな対応 多様な保育ニーズへの対応 食事を通じた児童の健全育成を図る 観点から、必要不可欠であると考えており、調理室の必要規制を撤廃することは困難である。	一部については検討中、内容につき、早急に検討し、回答された。	調理室必要規制の緩和についてはC、外部搬入方式の容認についてはA	外部搬入方式の容認についてはA	公立保育所についてその運営の合理化を進める一環として、保育所(公立保育所に限る。)における調理業務に關し、次の措置が講じられる場合、外部搬入を認める。 調理室は必要、外部搬入を受ける保育所においては、保存、配膳及び加熱や食物アレルギー及び体調不良児等の対応に支障が生じないようにするため、調理室として一定の調理機能を有する設備を設けることとする。 外部搬入を行う場合であっても、児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること。 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行うこと。また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること。 必要な栄養素量を給与するとともに、食を通じた子どもの健やかな育成(食育)を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供する。	2083010	津島市(23208)	子育て支援特区	保育所の調理室及び調理室必要規制の撤廃
090012	幼稚園において合同保育を行う場合の規制緩和	D-2		御提案のようなケースは、構造改革特区第1次提案で認められた「幼稚園児と当該幼稚園に在籍しない幼児の合同活動事業」により実施することが可能である。	提案者の要望は、「乳児保育を実施していない場合に限り、幼稚園と同一敷地内の小学校調理室において、食事に ilişkin柔軟な対応ができ、安全性等が確保されている場合は、実質的に児童として保育所内に調理室が設置されているのと同等の環境と考へ、調理室の必要規制を緩和する」というものであり、この点についても現行で対応可能なのか、確認し回答された。	D-2		御提案のようなケースは、構造改革特区第1次提案で認められた「幼稚園児と当該幼稚園に在籍しない幼児の合同活動事業」により実施することが可能である。				2243020	和歌山県(30000)	地方型こども園特区	保育所の調理施設設置要件の緩和	
090020	幼稚園の教室と保育所の保育室の共有化		検討中		早急に検討し、回答された。			検討中	早急に検討し、回答された。	A		次の措置が講じられる場合、「幼稚園と保育所の施設の共有化等に関する指針」(平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号)に基づき(保育所と幼稚園の共有化施設において、保育所児及び幼稚園児を合同で保育する保育室(以下「共有保育室」という。)を設置し、共有保育室において保育所児と幼稚園児とを合同で保育することを認める。 共有保育室は、幼児(保育所児及び幼稚園児)数の合計により児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)に規定する面積基準及び職員配置基準を満たすこととする。 幼稚園における幼稚園児と保育所児等の合同活動の特例(幼稚園設置基準第5条第1項の専任規定の特例)の認定を受けること。 共有保育室において幼児の保育に直接従事する職員は、保育士資格及び幼稚園教諭資格を併有し、一緒に活動する保育所児及び幼稚園児がそれぞれに在籍する保育所の保育士及び幼稚園の幼稚園教諭を兼務していること。 合同活動の内容は、保育所保育指針及び幼稚園教育要領に沿ったものであること。 共有保育室は、当該保育室において合同保育を行う保育所児及び幼稚園児それぞれの定員数により按分管理することとする。 この場合において、保育所として管理する部分については児童福祉施設最低基準に規定する面積基準を満たすこととし、また、幼稚園として管理する部分については幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)に規定する園舎の面積基準を満たすこととする。	2010020	瑞浪市(21208)	(仮称)幼保センター特区	保育室を共有することの容認
090020	幼稚園の教室と保育所の保育室の共有化		検討中		早急に検討し、回答された。			検討中	早急に検討し、回答された。	A		次の措置が講じられる場合、「幼稚園と保育所の施設の共有化等に関する指針」(平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号)に基づき(保育所と幼稚園の共有化施設において、保育所児及び幼稚園児を合同で保育する保育室(以下「共有保育室」という。)を設置し、共有保育室において保育所児と幼稚園児とを合同で保育することを認める。 共有保育室は、幼児(保育所児及び幼稚園児)数の合計により児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)に規定する面積基準及び職員配置基準を満たすこととする。 幼稚園における幼稚園児と保育所児等の合同活動の特例(幼稚園設置基準第5条第1項の専任規定の特例)の認定を受けること。 共有保育室において幼児の保育に直接従事する職員は、保育士資格及び幼稚園教諭資格を併有し、一緒に活動する保育所児及び幼稚園児がそれぞれに在籍する保育所の保育士及び幼稚園の幼稚園教諭を兼務していること。 合同活動の内容は、保育所保育指針及び幼稚園教育要領に沿ったものであること。 共有保育室は、当該保育室において合同保育を行う保育所児及び幼稚園児それぞれの定員数により按分管理することとする。 この場合において、保育所として管理する部分については児童福祉施設最低基準に規定する面積基準を満たすこととし、また、幼稚園として管理する部分については幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)に規定する園舎の面積基準を満たすこととする。	2008010	稚内市(1214)	過疎地域における小規模保育所と幼稚園との「幼保一元化」特区。	幼稚園の教室と保育所の保育室の共有化
090030	幼保合築施設における幼稚園教諭と保育士資格の相互関係の相互関係の相互関係	C		保育所と幼稚園は、それぞれが整備充実を図る中で、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきているところ。 保育士及び幼稚園教諭の資格については、養成課程の整合性が図られるよう、平成14年度より保育士の養成課程を見直し、両資格を同時に取得しやすくなる措置を行ったところであり、また、今年度、「規制改革推進3ヶ年計画(再改定)」やそれを受けた「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2013」に基づき、幼稚園教諭免許所有者が保育士資格を取得しやすいよう措置することとしている。	提案主体の要望は、保育所と幼稚園がそれぞれ整備充実を図る中で、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきているところ。 保育士及び幼稚園教諭の資格については、養成課程の整合性が図られるよう、平成14年度より保育士の養成課程を見直し、両資格を同時に取得しやすくなる措置を行ったところであり、また、今年度、「規制改革推進3ヶ年計画(再改定)」やそれを受けた「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2013」に基づき、幼稚園教諭免許所有者が保育士資格を取得しやすいよう措置することとしている。	C		現行制度上、認可保育所においては、児童の年齢・人数に応じて、必要な保育士数を配置することとしているところ。 保育サービスの質を維持・向上するためには専門的な観点から保育がなされる必要があることとみならず、幼稚園に数年間勤務している職員について保育士の資格を有することのみならず、幼稚園に数年間勤務している職員について、幼保共有化施設に勤務することになった場合に、その実務経験を動員して、数年間の経過措置として幼稚園教諭又は保育士の資格を有することとみならず、今年度、「規制改革推進3ヶ年計画(再改定)」やそれを受けた「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2013」に基づき、幼稚園教諭免許所有者が保育士資格を取得しやすいよう措置することとしている。	現在既に保育士又は幼稚園教諭の資格を有し保育所又は幼稚園に数年間勤務している職員について、幼保共有化施設に勤務することになった場合に、その実務経験を動員して、数年間の経過措置として幼稚園教諭又は保育士の資格を有することとみならず、今年度、「規制改革推進3ヶ年計画(再改定)」やそれを受けた「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2013」に基づき、幼稚園教諭免許所有者が保育士資格を取得しやすいよう措置することとしている。	C		現行制度上、認可保育所においては、児童の年齢・人数に応じて、必要な保育士数を配置することとしているところ。 保育サービスの質を維持・向上するためには専門的な観点から保育がなされる必要があることとみならず、幼稚園に数年間勤務している職員について、幼保共有化施設に勤務することになった場合に、その実務経験を動員して、数年間の経過措置として幼稚園教諭又は保育士の資格を有することとみならず、今年度、「規制改革推進3ヶ年計画(再改定)」やそれを受けた「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2013」に基づき、幼稚園教諭免許所有者が保育士資格を取得しやすいよう措置することとしている。	2158010	東川町1458	幼保一元化特区	幼保合築施設における幼稚園教諭、保育士資格の相互関係の特例措置

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11.各都府県からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12.「措置の分類」の見直し	13.「措置の内容」の見直し	14.各都府県からの再検討要請に対する回答	15.各都府県からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16.「措置の分類」の見直し	17.「措置の内容」の見直し	18.各都府県からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
090066	幼保一元施設における「保育に欠ける児童への保育所並み補助の実施	D-2, F		<p>保育所は、親の就労等により家庭で保育をなし得ない児童に対して、家庭に代わり保育を提供する児童福祉施設であり、幼稚園のように親の希望により教育を提供する教育施設とは異なる。</p> <p>保育所については、児童福祉施設最低基準を満たすのが原則であり、保育所運営費は最低基準を維持するために支弁されていること。</p> <p>幼保一元施設に対して保育所運営費を支弁することは、従来型の補助制度を拡充することとなる。</p> <p>また、先般閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において平成18年度までに検討することとされている「総合施設」については、子どもの幸せとともに、利用者や地域のニーズを考え、保育所と幼稚園の共用施設や、構造改革特区における合同保育の実施状況も評価しながら検討することとしている。</p>	<p>提案者の要望は、児童が年齢や家庭環境等で区別されることなく、一貫した育成方針による保育及び教育を受けられるよう、これまでの経緯から現在、保育所と幼稚園に区分されている各種の制度を一元化するといふものであり、この点を踏まえ要望を実現できないか、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」に規定された「総合施設」の特区における実行実施も含めて、再度検討し回答されたい。</p>	D-2, F		<p>保育所は、親の就労等により家庭で保育をなし得ない児童に対して、家庭に代わり保育を提供する児童福祉施設であり、幼稚園のように親の希望により教育を提供する教育施設とは異なる。</p> <p>保育所については、児童福祉施設最低基準を満たすのが原則であり、保育所運営費は最低基準を維持するために支弁されていること。</p> <p>幼保一元施設に対して保育所運営費を支弁することは、従来型の補助制度を拡充することとなる。</p> <p>また、先般閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において平成18年度までに検討することとされている「総合施設」については、子どもの幸せとともに、利用者や地域のニーズを考え、保育所と幼稚園の共用施設や、構造改革特区における合同保育の実施状況も評価しながら検討することとしている。</p>	<p>「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」に規定された「総合施設」について、特区において先行的に実施できないか、検討し回答されたい。</p>	D-2, F		<p>保育所は、親の就労等により家庭で保育をなし得ない児童に対して、家庭に代わり保育を提供する児童福祉施設であり、幼稚園のように親の希望により教育を提供する教育施設とは異なる。</p> <p>保育所については、児童福祉施設最低基準を満たすのが原則であり、保育所運営費は最低基準を維持するために支弁されていること。</p> <p>幼保一元施設に対して保育所運営費を支弁することは、従来型の補助制度を拡充することとなる。</p> <p>また、先般閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において平成18年度までに検討することとされている「総合施設」については、子どもの幸せとともに、利用者や地域のニーズを考え、保育所と幼稚園の共用施設や、構造改革特区における合同保育の実施状況も評価しながら検討することとしている。</p>	2228060	千代田区(13101)	子育て特区(幼保一元施設設置)	(本区事項名)三位一体改革を視野に入れた幼保一元施設における「保育に欠ける」児童への保育所並み補助の措置
090066	幼保一元施設における「保育に欠ける児童への保育所並み補助の実施	D-2, F		<p>保育所は、親の就労等により家庭で保育をなし得ない児童に対して、家庭に代わり保育を提供する児童福祉施設であり、幼稚園のように親の希望により教育を提供する教育施設とは異なる。</p> <p>保育所については、児童福祉施設最低基準を満たすのが原則であり、保育所運営費は最低基準を維持するために支弁されていること。</p> <p>幼保一元施設に対して保育所運営費を支弁することは、従来型の補助制度を拡充することとなる。</p> <p>また、先般閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において平成18年度までに検討することとされている「総合施設」については、子どもの幸せとともに、利用者や地域のニーズを考え、保育所と幼稚園の共用施設や、構造改革特区における合同保育の実施状況も評価しながら検討することとしている。</p>	<p>提案者の要望は、児童が年齢や家庭環境等で区別されることなく、一貫した育成方針による保育及び教育を受けられるよう、これまでの経緯から現在、保育所と幼稚園に区分されている各種の制度を一元化するといふものであり、この点を踏まえ要望を実現できないか、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」に規定された「総合施設」の特区における実行実施も含めて、再度検討し回答されたい。</p>	D-2, F		<p>保育所は、親の就労等により家庭で保育をなし得ない児童に対して、家庭に代わり保育を提供する児童福祉施設であり、幼稚園のように親の希望により教育を提供する教育施設とは異なる。</p> <p>保育所については、児童福祉施設最低基準を満たすのが原則であり、保育所運営費は最低基準を維持するために支弁されていること。</p> <p>幼保一元施設に対して保育所運営費を支弁することは、従来型の補助制度を拡充することとなる。</p> <p>また、先般閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において平成18年度までに検討することとされている「総合施設」については、子どもの幸せとともに、利用者や地域のニーズを考え、保育所と幼稚園の共用施設や、構造改革特区における合同保育の実施状況も評価しながら検討することとしている。</p>	<p>「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」に規定された「総合施設」について、特区において先行的に実施できないか、検討し回答されたい。</p>	D-2, F		<p>保育所は、親の就労等により家庭で保育をなし得ない児童に対して、家庭に代わり保育を提供する児童福祉施設であり、幼稚園のように親の希望により教育を提供する教育施設とは異なる。</p> <p>保育所については、児童福祉施設最低基準を満たすのが原則であり、保育所運営費は最低基準を維持するために支弁されていること。</p> <p>幼保一元施設に対して保育所運営費を支弁することは、従来型の補助制度を拡充することとなる。</p> <p>また、先般閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において平成18年度までに検討することとされている「総合施設」については、子どもの幸せとともに、利用者や地域のニーズを考え、保育所と幼稚園の共用施設や、構造改革特区における合同保育の実施状況も評価しながら検討することとしている。</p>	5097060	東京都千代田区		三位一体改革を視野に入れた幼保一元施設における「保育に欠ける」児童への保育所並み補助の実施
090070	幼保合築施設における「保育に欠ける児童への保育所並み補助の実施	F		<p>保育所は、親の就労等により家庭で保育をなし得ない児童に対して、家庭に代わり保育を提供する児童福祉施設であり、幼稚園のように親の希望により教育を提供する教育施設とは異なる。</p> <p>近年、女性の就業の増加等に伴い、多様な時間帯、休日など年間を通じた保育に対する需要や0-2歳児の受入れの増加等、幼稚園との差異は拡大。このように多様化する子育てニーズに対応するため、地域の子育て資源を効率的に活用することが重要であり、保育所と幼稚園は、相互の連携をより一層強化することが重要。保育所運営費の補助対象を幼稚園にまで拡大することは、現行の補助要件を緩和し、従来型の補助制度を拡充することを求めるものである。</p>	<p>提案者の要望は、「保育所運営費の補助対象を幼稚園にまで拡大する」のではなく、保育所と幼稚園の運営に係る助成の水準は現行どおり維持した上で、助成方法等の仕組みを一元化するといふものであり、この点を踏まえ、要望を実現できないか、再度検討し回答されたい。</p>	C		<p>保育所は、親の就労等により家庭で保育をなし得ない児童に対して、家庭に代わり保育を提供する児童福祉施設であり、幼稚園のように親の希望により教育を提供する教育施設とは異なる。</p> <p>近年、女性の就業の増加等に伴い、多様な時間帯、休日など年間を通じた保育に対する需要や0-2歳児の受入れの増加等、幼稚園との差異は拡大。このように多様化する子育てニーズに対応するため、地域の子育て資源を効率的に活用することが重要。保育所と幼稚園は、相互の連携をより一層強化することが重要であり、文部科学省と共同して、再施設の共用化等、弾力的な運用を可能としていること。地域の子育て資源の効率的な活用を目的として、幼保の制度の一元化ではなく連携を強化する中において、助成方法等の仕組みのみを一元化することは困難である。</p>	<p>「地域の子育て資源の効率的な活用を目的として、幼保の制度の一元化ではなく連携を強化する中において、保育所と幼稚園の運営に係る助成の水準は現行どおり維持した上で、助成方法等の仕組みを一元化できないか、検討し回答されたい。</p>	C		<p>保育所は、親の就労等により家庭で保育をなし得ない児童に対して、家庭に代わり保育を提供する児童福祉施設であり、幼稚園のように親の希望により教育を提供する教育施設とは異なる。</p> <p>近年、女性の就業の増加等に伴い、多様な時間帯、休日など年間を通じた保育に対する需要や0-2歳児の受入れの増加等、幼稚園との差異は拡大。このように多様化する子育てニーズに対応するため、地域の子育て資源を効率的に活用することが重要。保育所と幼稚園は、相互の連携をより一層強化することが重要であり、文部科学省と共同して、再施設の共用化等、弾力的な運用を可能としていること。地域の子育て資源の効率的な活用を目的として、幼保の制度の一元化ではなく連携を強化する中において、助成方法等の仕組みのみを一元化することは困難である。</p>	2158030	東川町1458	幼保一元化特区	幼保合築施設における幼稚園、保育所の運営にかかわる助成の一元化
090080	保育所施設の処分期間要件の緩和	D-1		<p>処分期間要件については、既に「社会福祉施設等施設整備及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金に係る財産処分承認手続きの簡素化について」の通知により簡素化がなされているが、財産処分ができること。また、上記通知に該当しない場合は、国庫への返還金が必要となる場合もあるが、財産処分は可能である。</p>	<p>提案者の要望は、既存の保育所施設を幼保共有施設に転用する場合については、国庫補助事業完了後10年未満の財産処分については、現行、財産処分は可能であり、手続きに従って行うこととなるが、通常、国庫への返還金が必要となること。既存の保育所施設を幼保共有施設に転用する場合については、国庫補助事業完了後10年未満であっても、当該財産処分に係る補助金相当額の国庫納付を不要とするといふものであり、この点についても現行対応可能なか、確認し回答されたい。</p>	D-1, F		<p>国庫補助事業完了後10年未満の財産の処分(転用)については、現行、財産処分は可能であり、手続きに従って行うこととなるが、通常、国庫への返還金が必要となること。既存の保育所施設を幼保共有施設に転用する場合については、国庫補助事業完了後10年未満であっても、当該財産処分に係る補助金相当額の国庫納付を不要とするといふものであり、この点についても現行対応可能なか、確認し回答されたい。</p>			<p>国庫補助事業完了後10年未満の財産の処分(転用)については、現行、財産処分は可能であり、手続きに従って行うこととなるが、通常、国庫への返還金が必要となること。既存の保育所施設を幼保共有施設に転用する場合については、国庫補助事業完了後10年未満であっても、当該財産処分に係る補助金相当額の国庫納付を不要とするといふものであり、この点についても現行対応可能なか、確認し回答されたい。</p>	2010030	瑞浪市(21208)	(仮称)幼保センター特区	保育所施設の処分期間要件の緩和	
090091	小規模保育所の認可要件の緩和	F		<p>小規模保育所の認可要件を緩和することは、現行の補助要件を緩和し、従来型の補助制度を拡充することを求めるものである。</p> <p>なお、保育所については、入所人数が60名未満となった場合であっても、運営を継続することは可能であること。</p>	<p>提案主体の要望は、少子化等により小規模保育所の設置が進んでいない状況に対応するために、小規模保育所の定員等の要件を緩和するといふものであり、この点を踏まえ、要望を実現できないか、再度検討し回答されたい。</p>	F		<p>小規模保育所の認可要件を緩和することは、現行の補助要件を緩和し、従来型の補助制度を拡充することを求めるものである。</p> <p>なお、保育所については、入所人数が60名未満となった場合であっても、運営を継続することは可能であること。</p>			<p>小規模保育所の認可要件を緩和することは、現行の補助要件を緩和し、従来型の補助制度を拡充することを求めるものである。</p> <p>なお、保育所については、入所人数が60名未満となった場合であっても、運営を継続することは可能であること。</p>	2243030	和歌山県(30000)	地方型こども園特区	小規模保育所の認可要件緩和	
090092	小規模保育所の定員要件の緩和	F		<p>小規模保育所の認可要件を緩和することは、現行の補助要件を緩和し、従来型の補助制度を拡充することを求めるものである。</p> <p>なお、提案の中で御指摘のあった定員20人未満の分園については、新設園所数として、平成13年度17ヶ所、平成14年度14ヶ所の実績があり、その活用がはかられていること。</p>	<p>提案主体の要望は、少子化等により小規模保育所の設置が進んでいない状況に対応するために、小規模保育所の定員等の要件を緩和するといふものであり、この点を踏まえ、要望を実現できないか、再度検討し回答されたい。</p>	F		<p>小規模保育所の認可要件を緩和することは、現行の補助要件を緩和し、従来型の補助制度を拡充することを求めるものである。</p> <p>なお、提案の中で御指摘のあった定員20人未満の分園については、新設園所数として、平成13年度17ヶ所、平成14年度14ヶ所の実績があり、その活用がはかられていること。</p> <p>また、低年齢児の待機児童対策としては、「家庭的保育事業」の活用も考えられること。</p>			<p>小規模保育所の認可要件を緩和することは、現行の補助要件を緩和し、従来型の補助制度を拡充することを求めるものである。</p> <p>なお、提案の中で御指摘のあった定員20人未満の分園については、新設園所数として、平成13年度17ヶ所、平成14年度14ヶ所の実績があり、その活用がはかられていること。</p> <p>また、低年齢児の待機児童対策としては、「家庭的保育事業」の活用も考えられること。</p>	2178010	兵庫県(28000)	都市部における小規模保育所設置特区	定員6人以上20人未満の小規模保育所の設置	
090100	家庭的保育等事業の資格要件の緩和	D-1, F		<p>地方自治体の単独施策として行われている家庭的保育事業においては、家庭的保育所の資格要件として、保育士、看護師に限らずさまざまなものを認めているところであり、国として特に規制しているわけではない。</p> <p>また、国庫補助事業の家庭的保育事業の要件を緩和し、新たに補助金の交付対象とすることは、従来型の補助制度の拡充を求めるものである。</p>				<p>家庭的保育等事業を行うものの資格要件の緩和</p>				2204010	株式会社 ボビンス コーポレーション(50020)	保育特区	家庭的保育等事業を行うものの資格要件の緩和	

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12.'措置の分類'の見直し	13.'措置の内容'の見直し	14.各省庁からの再検討要請に対する回答	15.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16.'措置の分類'の見直し	17.'措置の内容'の見直し	18.各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
090110	直接補助方式及び直接契約方式の可能化	C		保育分野においては、平成10年の児童福祉法改正により、利用者が保育所を選択できる制度が既に導入されている。 市町村は、母子家庭の児童や障害児等の特別な配慮が必要な家庭の児童が保育サービスを受けられるよう適切な対応を図る必要がある。仮にパウチャー制度が導入されると、これらの保育サービスを必要とする者が保育サービスを受けられなくなる可能性がある。	介護保険制度や障害者支援費制度においては、直接補助制度及び直契約方式となっており、必ずしもパウチャー制度が導入されると、これらの保育サービスを必要とする者が保育サービスを受けられなくなる。仮にパウチャー制度が導入されると、これらの保育サービスを必要とする者が保育サービスを受けられなくなる可能性がある。なお、構造改革特区第2次提案を受け、少子化の進行等の事情のある地域を対象に、保育所において保育所児と幼稚園児を合同で保育することを容認したところであり、先般閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」に規定された「総合施設」の特区における先行実施と併せて実現することも含めて、再度検討し回答された。	C		「社会連帯による次世代育成支援に向けて」、「平成15年8月7日次世代育成支援策の在り方に関する研究会報告書」においては、「保育についても、平成9年には、市町村の措置に基づき(入所の仕組みを見直し、保護者が希望する保育所を選択して、市町村に利用申込みを行うという改正が行われている。しかし、最近の保育を取り巻く環境の変化や周辺分野における改革動向を踏まえ、新たな次世代育成支援システムの一環として、市町村が自らあるいは委託という形態で行う現行の仕組みを見直し、子どもの育ちに関する市町村の責任・役割をきちんと確保しつつ、保護者と保育所が直接向き合うような関係を基本とする仕組みを検討することが考えられる。」とされており、これを踏まえ、少なくとも直接契約方式について実現できないか、検討し回答された。	「社会連帯による次世代育成支援に向けて」、「平成15年8月7日次世代育成支援策の在り方に関する研究会報告書」においては、「保育についても、平成9年には、市町村の措置に基づき(入所の仕組みを見直し、保護者が希望する保育所を選択して、市町村に利用申込みを行うという改正が行われている。しかし、最近の保育を取り巻く環境の変化や周辺分野における改革動向を踏まえ、新たな次世代育成支援システムの一環として、市町村が自らあるいは委託という形態で行う現行の仕組みを見直し、子どもの育ちに関する市町村の責任・役割をきちんと確保しつつ、保護者と保育所が直接向き合うような関係を基本とする仕組みを検討することが考えられる。」とされており、これを踏まえ、少なくとも直接契約方式について実現できないか、検討し回答された。	C		2240020	株式会社 東京リーガルマインド	保育サービス自由選択特区	直接補助方式を可能とするための法改正	
090110	直接補助方式及び直接契約方式の可能化	C		保育分野においては、平成10年の児童福祉法改正により、利用者が保育所を選択できる制度が既に導入されている。 市町村は、母子家庭の児童や障害児等の特別な配慮が必要な家庭の児童が保育サービスを受けられるよう適切な対応を図る必要がある。仮にパウチャー制度が導入されると、これらの保育サービスを必要とする者が保育サービスを受けられなくなる可能性がある。	介護保険制度や障害者支援費制度においては、直接補助制度及び直契約方式となっており、必ずしもパウチャー制度が導入されると、これらの保育サービスを必要とする者が保育サービスを受けられなくなる。仮にパウチャー制度が導入されると、これらの保育サービスを必要とする者が保育サービスを受けられなくなる可能性がある。なお、構造改革特区第2次提案を受け、少子化の進行等の事情のある地域を対象に、保育所において保育所児と幼稚園児を合同で保育することを容認したところであり、先般閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」に規定された「総合施設」の特区における先行実施と併せて実現することも含めて、再度検討し回答された。	C		「社会連帯による次世代育成支援に向けて」、「平成15年8月7日次世代育成支援策の在り方に関する研究会報告書」においては、「保育についても、平成9年には、市町村の措置に基づき(入所の仕組みを見直し、保護者が希望する保育所を選択して、市町村に利用申込みを行うという改正が行われている。しかし、最近の保育を取り巻く環境の変化や周辺分野における改革動向を踏まえ、新たな次世代育成支援システムの一環として、市町村が自らあるいは委託という形態で行う現行の仕組みを見直し、子どもの育ちに関する市町村の責任・役割をきちんと確保しつつ、保護者と保育所が直接向き合うような関係を基本とする仕組みを検討することが考えられる。」とされており、これを踏まえ、少なくとも直接契約方式について実現できないか、検討し回答された。	「社会連帯による次世代育成支援に向けて」、「平成15年8月7日次世代育成支援策の在り方に関する研究会報告書」においては、「保育についても、平成9年には、市町村の措置に基づき(入所の仕組みを見直し、保護者が希望する保育所を選択して、市町村に利用申込みを行うという改正が行われている。しかし、最近の保育を取り巻く環境の変化や周辺分野における改革動向を踏まえ、新たな次世代育成支援システムの一環として、市町村が自らあるいは委託という形態で行う現行の仕組みを見直し、子どもの育ちに関する市町村の責任・役割をきちんと確保しつつ、保護者と保育所が直接向き合うような関係を基本とする仕組みを検討することが考えられる。」とされており、これを踏まえ、少なくとも直接契約方式について実現できないか、検討し回答された。	C		2240030	株式会社 東京リーガルマインド	保育サービス自由選択特区	認可保育所においても、認可外と同く完全な契約方式とするため	
090110	直接補助方式及び直接契約方式の可能化	C		保育分野においては、平成10年の児童福祉法改正により、利用者が保育所を選択できる制度が既に導入されている。 市町村は、母子家庭の児童や障害児等の特別な配慮が必要な家庭の児童が保育サービスを受けられるよう適切な対応を図る必要がある。仮にパウチャー制度が導入されると、これらの保育サービスを必要とする者が保育サービスを受けられなくなる可能性がある。	介護保険制度や障害者支援費制度においては、直接補助制度及び直契約方式となっており、必ずしもパウチャー制度が導入されると、これらの保育サービスを必要とする者が保育サービスを受けられなくなる。仮にパウチャー制度が導入されると、これらの保育サービスを必要とする者が保育サービスを受けられなくなる可能性がある。なお、構造改革特区第2次提案を受け、少子化の進行等の事情のある地域を対象に、保育所において保育所児と幼稚園児を合同で保育することを容認したところであり、先般閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」に規定された「総合施設」の特区における先行実施と併せて実現することも含めて、再度検討し回答された。	C		「社会連帯による次世代育成支援に向けて」、「平成15年8月7日次世代育成支援策の在り方に関する研究会報告書」においては、「保育についても、平成9年には、市町村の措置に基づき(入所の仕組みを見直し、保護者が希望する保育所を選択して、市町村に利用申込みを行うという改正が行われている。しかし、最近の保育を取り巻く環境の変化や周辺分野における改革動向を踏まえ、新たな次世代育成支援システムの一環として、市町村が自らあるいは委託という形態で行う現行の仕組みを見直し、子どもの育ちに関する市町村の責任・役割をきちんと確保しつつ、保護者と保育所が直接向き合うような関係を基本とする仕組みを検討することが考えられる。」とされており、これを踏まえ、少なくとも直接契約方式について実現できないか、検討し回答された。	「社会連帯による次世代育成支援に向けて」、「平成15年8月7日次世代育成支援策の在り方に関する研究会報告書」においては、「保育についても、平成9年には、市町村の措置に基づき(入所の仕組みを見直し、保護者が希望する保育所を選択して、市町村に利用申込みを行うという改正が行われている。しかし、最近の保育を取り巻く環境の変化や周辺分野における改革動向を踏まえ、新たな次世代育成支援システムの一環として、市町村が自らあるいは委託という形態で行う現行の仕組みを見直し、子どもの育ちに関する市町村の責任・役割をきちんと確保しつつ、保護者と保育所が直接向き合うような関係を基本とする仕組みを検討することが考えられる。」とされており、これを踏まえ、少なくとも直接契約方式について実現できないか、検討し回答された。	C		5100020	東京都	保育所制度における規制緩和		
090120	地域子育て支援センター・事業のNPO法人への委託可能化		検討中。		早急に検討し、回答された。	B		平成16年4月目途に、地域子育て支援センターについては、子どもの健全育成を図る活動を主たる活動とし、かつ、市町村が適当と認められるNPO法人への委託を可能とする方向で検討する。					2091020	延岡市(45203)	延岡市子育て支援特区	地域子育て支援センター・事業を委託できる法人の条件の緩和
090130	補助金により取得した財産を同一目的で使用するNPO法人に無償譲渡することの容認	C, D-1, F		社会福祉サービスの基盤の整備については、地域の需要に応じたサービスの拡充の必要性の観点から、既存の社会福祉施設等の効率的活用を図るため、福祉サービスの規定に基づき設置され、国庫補助事業完了後10年を超える期間を経過した、同一事業における社会福祉施設等への転用、地方公共団体又は社会福祉法人への無償譲渡又は貸与とあって、同一事業を継続する場合(社会福祉施設等の事業を継続するもの)については、すでに当該財産処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要としているところである。 社会福祉法人には公益性の高い事業を安定的・継続的に経営していくことが求められていることにかんがみ、資産の安定的な流出を防ぐため、財産処分について所轄庁の承認が条件とされているところであり、こうした取扱いの適用を貸与に社会福祉法人以外への財産の転用、譲渡及び貸与を行うことは適当でない。しかしながら、当該施設を公立施設とした上でその経営をNPO法人に委託する場合には、国庫納付は不要である。	提案主体の要望は、地域の子育て支援に実績のあるNPO法人が地域子育て支援センターを事業を実施する場合に、社会福祉法人が補助金を受けて取得した財産を当該NPO法人に無償譲渡すること容認することであり、この点を踏まえ、資産の安定的な流出を防ぎ、事業を安定的・継続的に経営していくことが担保される場合には要望を実現できないか、再度検討し回答された。	C, D-1, F		御指摘の地域子育て支援センターの運営は、第2種社会福祉事業として位置付けられるところであるが、社会福祉法人には公益性の高い社会福祉事業を安定的・継続的に経営していくことが求められていることにかんがみ、行政による強い監督権限の及ばない社会福祉法人以外の者に対し社会福祉事業の用に供する施設の譲渡を行うことは、認められない。 なお、当該施設を公立施設とした上でその経営をNPO法人に委託する場合には、国庫納付は不要である。	特機児童の解消等のため、緊急に保育所の整備が求められている地域においては、都都市部土地の取得が極めて困難な地域以外の地域であっても、新設の社会福祉法人が保育所を運営する際、下記の措置が講じられる場合、国又は地方公共団体以外の者から土地の貸与を受けるとを容認する。 当該法人は、保育所を運営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記するものとする。 賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性にかんがみ、無料又は極力低額であることが望ましいものである。また、法人が賃付金等により当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。			2091010	延岡市(45203)	延岡市子育て支援特区	補助金により取得した財産の処分の特例の緩和	
090140	新設の社会福祉法人が国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けることの内容	C		既設法人においては、保育所の設置認可に当たって国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を認めているが、これは、特機児童の解消等の課題への対処の緊要性にかんがみ、事業の継続的・安定的な運営の確保という観点からみて、一定の実績があり、安定した経営を行う能力がある既設法人について、例外的に取扱いを認めたものである。したがって、新設法人にまで国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けることは認められない。	「既設法人」及び「新設法人」の定義を説明するとともに、新設法人であっても、保育所を運営する事業を数年間行った場合に、既設法人とみなされることがあるのか、回答できない。また、「特機児童の解消等の課題への対処の緊要性にかんがみ、と、新設法人であっても、同種の事業に係る一定の実績と安定した経営を行う能力があり、事業の継続的・安定的な運営が確保される場合には、国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けるとは認められない。また、国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けるとは認められない。したがって、保育所の設置認可に当たり、新設法人にまで国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けるとは認められない。	C		先般回答で用いた「既設法人」とは、保育所の設置認可に係る申請を行った時点より前に、第一種社会福祉事業(社会福祉法第2条第2項第2号)から第5号までに掲げるものに限る。又は第二種社会福祉事業のうち保育所を運営する事業若しくは(精神障害者社会福祉施設を運営する事業を行っている社会福祉法人を、「新設法人」とし、新たに社会福祉法上の設置認可を受けようとする者を指す。 新設法人について、安定した経営を行う能力の有無等について判断するのは困難である。仮にそのような者に対して、保育所の設置認可に当たり国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を認めた場合、事業の継続的・安定的な運営が確保されない可能性があること。したがって、保育所の設置認可に当たり、新設法人にまで国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けるとは認められない。	特機児童の解消等のため、緊急に保育所の整備が求められている地域においては、都都市部土地の取得が極めて困難な地域以外の地域であっても、新設の社会福祉法人が保育所を運営する際、下記の措置が講じられる場合、国又は地方公共団体以外の者から土地の貸与を受けるとを容認する。 当該法人は、保育所を運営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記するものとする。 賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性にかんがみ、無料又は極力低額であることが望ましいものである。また、法人が賃付金等により当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。	B		2178020	兵庫県(28000)	都市部における小規模保育所設置特区	新設の社会福祉法人に対する不動産の所有に関する規制緩和	
090151	非医師による自動体外式除細動器(AED)の使用の容認	C		無資格者が緊急やむを得ない措置として電氣的除細動を行うことは、必ずしも医師法違反とはならないと考えるが、どのような場合に医師法違反とならないかについては、検討しているところ。	提案者の要望は、AEDの操作が簡易でアメリカ等の諸外国で普及していること、我が国の救急救命士による救命体制の崩壊等を踏まえ、政府の救急専門職等及び非専門職によるAEDの使用を容認するといふものであり、この点を踏まえ、提案書の添付資料に記載された事例につき、可能となるか検討し、明確化された。	B		自動体外式除細動器(AED)を、例えば、次のような場合等において使用することは、一般に医師法第17条違反を構成しないものと考えられることを明らかにする。 医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること 使用者が、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること 使用者が、AEDの使用に必要な講習を受けていること 使用されるAEDが医療用具として薬事法上の承認を得ていること	自治体が免許を与えた者以外が、自動体外式除細動器(AED)を使用する場合における医師法の適用除外の特例措置			2139010	NPOセントジョアンピュラソンジャパン協会	市民による京都救急救命特区		

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 措置の分類の見直し	13. 措置の内容の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 措置の分類の見直し	17. 措置の内容の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
090151	非医師による自動体外式除細動器(AED)の使用の容認	C		無資格者が緊急やむを得ない措置として電氣的除細動を行うことは、必ずしも医師法違反とはならないと考えるが、どのような場合に医師法違反とならないかについては、検討しているところ。	提案者の要望は、AEDの操作が簡易でアメリカ等の諸外国で普及していること、我が国の救急救命士による救命体制の問題点を踏まえ、既存の救急専門職等及び非専門職によるAEDの使用を容認する点にあり、この点を踏まえ、提案書の添付資料に記載された事例につき、可能となるか検討し、明確化されたい。	B		自動体外式除細動器(AED)を、例えば、次のような場合等において使用することは、一般的に医師法第17条違反を構成しないものと考えられること 医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること 使用者が、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること 使用者が、AED使用に必要な講習を受けていること 使用されるAEDが医療用具として薬事法上の承認を得ていること				2053010	個人、個人	除細動推進特区	非医師による自動体外式除細動器を用いた救命推進	
090151	非医師による自動体外式除細動器(AED)の使用の容認	C		無資格者が緊急やむを得ない措置として電氣的除細動を行うことは、必ずしも医師法違反とはならないと考えるが、どのような場合に医師法違反とならないかについては、検討しているところ。	提案者の要望は、AEDの操作が簡易でアメリカ等の諸外国で普及していること、我が国の救急救命士による救命体制の問題点を踏まえ、既存の救急専門職等及び非専門職によるAEDの使用を容認する点にあり、この点を踏まえ、提案書の添付資料に記載された事例につき、可能となるか検討し、明確化されたい。	B		自動体外式除細動器(AED)を、例えば、次のような場合等において使用することは、一般的に医師法第17条違反を構成しないものと考えられること 医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること 使用者が、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること 使用者が、AED使用に必要な講習を受けていること 使用されるAEDが医療用具として薬事法上の承認を得ていること				5053010	メールグルメディカルジャパン株式会社		非医師による自動体外式除細動器(AED)の使用を許可する。	
090152	緊急状態にある人に救命処置を実施した人に対する民事責任の免除	D-1		要望の内容とするところは、現行の民法698条に基づき(緊急事務管理に係る免責規定にて対応可能である。	提案者の要望は、「救命処置の普及促進を目的として事務管理制度(民法697-702条)を経由することなく直接的に不法行為責任(民法第709条)からの免責措置を講じた規定を置く」とあり、この点を踏まえ、要望を実現できないか、再度検討し回答されたい。	D-1		「事務管理制度(民法697-702条)を経由することなく(直接的に不法行為責任(民法第709条)からの免責措置を講ずる趣旨が必ずしも明らかでないが、民法上、事務管理が成立する場合、管理者の行為の違法性は阻却され、不法行為責任は問題とならないのであって、現行制度と効果において違いのないものを法令上措置する必要性はないものと考えられる。	提案にある除細動器を用いた救命行為について、現行の民法698条に基づき(緊急事務管理に係る免責規定)により免責可能と確認されたい。	D-1		救命行為は、本人の身体に対する急迫の危害を免れるためにその事務を管理する行為であるから、除細動器を用いた場合についても、民法第698条の緊急事務管理の規定により免責可能である。	2139020	NPOセントジョンズアンビュランスジャパン協会	市民による京都救急救命特区	緊急状態にある人に救命処置を実施した人に対しては、それに伴う民事責任を免除する。
090152	緊急状態にある人に救命処置を実施した人に対する民事責任の免除	D-1		要望の内容とするところは、現行の民法698条に基づき(緊急事務管理に係る免責規定にて対応可能である。	提案者の要望は、「救命処置の普及促進を目的として事務管理制度(民法697-702条)を経由することなく直接的に不法行為責任(民法第709条)からの免責措置を講じた規定を置く」とあり、この点を踏まえ、要望を実現できないか、再度検討し回答されたい。	D-1		「事務管理制度(民法697-702条)を経由することなく(直接的に不法行為責任(民法第709条)からの免責措置を講ずる趣旨が必ずしも明らかでないが、民法上、事務管理が成立する場合、管理者の行為の違法性は阻却され、不法行為責任は問題とならないのであって、現行制度と効果において違いのないものを法令上措置する必要性はないものと考えられる。	提案にある除細動器を用いた救命行為について、現行の民法698条に基づき(緊急事務管理に係る免責規定)により免責可能と確認されたい。	D-1		救命行為は、本人の身体に対する急迫の危害を免れるためにその事務を管理する行為であるから、除細動器を用いた場合についても、民法第698条の緊急事務管理の規定により免責可能である。	5053020	メールグルメディカルジャパン株式会社		緊急状態にある人に救命処置を実施した人に対しては、それに伴う民事責任を免除する。
090161	看護師による医療行為の容認(麻酔専門看護師)	C		看護師は、療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者であることから、医師とは養成課程や国家試験の内容が大きく(異なっており、本来認められている業務範囲を超えて、麻酔など患者の生命・身体に危険を及ぼす可能性の高い行為を行うことを認めることは適当でない。	提案主体の要望は、アメリカにおいて麻酔の65%を施行している麻酔看護師の制度や、麻酔師が不足している我が国の状況を踏まえ、我が国において麻酔専門看護師の養成プログラムを新たに実施することを前提としており、必ずしも(医師とは養成課程や国家試験の内容が大きく(異なっており、本来認められている業務範囲を超えて、麻酔など患者の生命・身体に危険を及ぼす可能性の高い行為を行うことを認めることは適当でない。	C		麻酔の管理を行うためには、薬理学、生理学等基礎医学のみならず、内科学、外科学等の臨床医学の十分な知識と理解が必要である。また、手術法、患者の既往歴、現病歴、家族歴、アレルギーの有無、薬剤歴、などを幅広く把握することが要求される。さらに、術中の容態の変化や合併症に対処するためには救急医学の知識と能力も必要とされる。現行の日本の資格制度において、看護師がこのような知識、能力を身につけるためには、医師と同等の教育・国家試験を受ける必要がある。				2084011	医療法人 鉄蕉会 亀田総合病院 (50040)、千葉県 鴨川市(12223)	鴨川医療特区	看護師による医療行為の容認	
090162	看護師による医療行為の容認(禁煙パッチの処方)	C		禁煙パッチについては、患者への適用の要否や必要な量等を判断するに当たって、副作用の有無等に関する医師の高度な知識及び判断が必要であるため、医師の処方が必要な医薬品とされているところであり、看護師が処方することはできない。	提案主体の要望は、禁煙パッチの処方については、禁煙パッチは経皮吸収ニコチン製剤であり、一般的な経皮製剤の副作用(そう痒、紅斑などの局所的副作用)の他に、ニコチンによる全身性の副作用を考慮する必要がある。特にその心血管系への影響については議論のあるところであるが、ニコチンは心血管疾患の重要な危険因子の一つであり、不安定狭心症、発症3か月以内の心筋梗塞、重症不整脈、経皮的冠動脈形成術直後、冠動脈バイパス術直後の患者は投与禁忌となっている。また、仮に患者がこれらの疾患を有していることの診断が難しい場合に、問診のみで、心血管系の疾患の存在を的確に予測し、処方するか否かを決定することは医師でなければ困難であり、看護師が処方することは適当ではない。	C		「禁煙」パッチの処方については、以下の理由により不適切である。 禁煙パッチは経皮吸収ニコチン製剤であり、一般的な経皮製剤の副作用(そう痒、紅斑などの局所的副作用)の他に、ニコチンによる全身性の副作用を考慮する必要がある。特にその心血管系への影響については議論のあるところであるが、ニコチンは心血管疾患の重要な危険因子の一つであり、不安定狭心症、発症3か月以内の心筋梗塞、重症不整脈、経皮的冠動脈形成術直後、冠動脈バイパス術直後の患者は投与禁忌となっている。また、仮に患者がこれらの疾患を有していることの診断が難しい場合に、問診のみで、心血管系の疾患の存在を的確に予測し、処方するか否かを決定することは医師でなければ困難であり、看護師が処方することは適当ではない。				2084011	医療法人 鉄蕉会 亀田総合病院 (50040)、千葉県 鴨川市(12223)	鴨川医療特区	看護師による医療行為の容認	
090163	看護師による医療行為の容認(インスリン注射の回数等の調節)	C		インスリン注射の回数の決定や使用単位の調節を行うに当たっては、病状的確に把握し、適切な医学的判断を行う医師の指示は不可欠であるため、こうした行為を看護師が単独で行うことは適当でない。	提案主体の要望は、糖尿病支援におけるインスリン注射の回数や使用単位の調節は現行の看護師でも可能という判断に基づいているが、この点を踏まえ、インスリン注射の回数の決定や使用単位の調節を行うに当たっては、病状的確に把握し、適切な医学的判断を行う医師の指示は不可欠であるため、こうした行為を看護師が単独で行うことは適当でない。	C		「糖尿病支援におけるインスリン注射の回数や使用単位の調節は現行の看護師でも可能という判断」については、以下の理由により不適切である。 糖尿病患者においては、患者個人によって必要とするインスリン注射の回数、単位数が異なり、特に厳密なコントロールを必要とする場合も(糖尿病には大きく2種類のタイプがあるが、1型と呼ばれるタイプでは、特に厳密なコントロールが必要)、判断を誤れば、血糖値が低すぎたり、高すぎたりする状態を引き起こすこととなる。血糖値が低すぎたり、過剰に高すぎたりする状態が長(狭)くと、体内が酸性に傾く(危険な状態(アシドーシス))や、昏睡状態を引き起こされることもあり、患者の健康状態に大きく影響する。また、血糖値を適切に保てない状態(コントロールが悪い状態)が長(狭)くと、動脈硬化が進みやすくなり、心筋梗塞や脳梗塞のリスクが増すだけでなく、糖尿病の合併症である網膜症(失明の原因ともなる)、腎障害(悪くなる)と透析が必要になる)、神経障害(手足の感覚が鈍くなる)などを発症するリスクもある。このような状態を防ぐためには、患者の状態を的確に把握した上で適切なインスリンの投与を行う必要がある。インスリン注射の調整には、投与するインスリンの種類も含まれて、医師の指示の下に行う必要がある。				2084011	医療法人 鉄蕉会 亀田総合病院 (50040)、千葉県 鴨川市(12223)	鴨川医療特区	看護師による医療行為の容認	
090171	薬剤師による医療行為の容認(筋肉注射)	C		薬剤師は、販売又は授与の目的で調剤する者であることから、医師とは教育課程や国家試験の内容が大きく(異なっており、注射など医師がするのではなく、人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為を行うことを認めることは適当でない。	提案主体の要望は、筋肉注射は現行の薬剤師でも可能という判断に基づいているが、この点を踏まえ、筋肉注射が、医師がするのでなければ、人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為であることを具体的に示すとともに、要望を実現できないか、再度検討し回答されたい。	C		「筋肉注射は現行の薬剤師でも可能という判断」については、以下の理由により不適切である。 薬剤師が注射を投与する場合には、その手技の修得が必要であるだけでなく、投与した薬剤による急性の副作用や、手技上の問題で合併症が出現する可能性もある。このような場合に適切に対応するためには、薬理学の知識のみでなく、幅広い生理学・解剖学を含めた幅広い臨床医学の知識が必要であり、医師、あるいは医師の指示の下で看護師が行うべきものであると考える。				2084012	医療法人 鉄蕉会 亀田総合病院 (50040)、千葉県 鴨川市(12223)	鴨川医療特区	薬剤師による医療行為の容認	
090172	薬剤師による医療行為の容認(慢性疾患についての定期的な処方)	C		患者にとっての医薬品の要否や、使用に伴う副作用の有無等を判断するに当たっては、医師の高度な知識が必要であり、医師とは養成課程や国家試験の内容が大きく(異なる薬剤師に処方可能とすることは認められない。	提案主体の要望は、薬が定期的に処方される慢性疾患について処方せんなしでの一定期間の処方は現行の薬剤師でも可能という判断に基づいているが、この点を踏まえ、当該場合の医薬品の要否や、使用に伴う副作用の有無等を判断するに当たっては必要とされる医師の高度な知識について具体的に示すとともに、要望を実現できないか、再度検討し回答されたい。	C		「薬が定期的に処方される慢性疾患についての処方せんなしでの一定期間の処方は現行の薬剤師でも可能という判断」については、以下の理由により不適切である。 慢性疾患における薬剤の定期的な投与においても、患者の病状を把握した上で薬剤を投与することは不可欠であり、継続投与中に薬剤の種類や投与量の変更が必要になることがある。また、内服治療中に、当該疾患とは別の疾患を発症して加療が必要になったり、長期間にわたって同じ薬剤を服用した後に内服薬の副作用が出現し、薬剤の変更や生じた副作用への対処が必要になることもあり、このような事態に適切に対応するためには、医師が患者の状態を把握した上で内服薬を処方する必要がある。				2084012	医療法人 鉄蕉会 亀田総合病院 (50040)、千葉県 鴨川市(12223)	鴨川医療特区	薬剤師による医療行為の容認	

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 措置の分類の見直し	13. 措置の内容の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 措置の分類の見直し	17. 措置の内容の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
090180	言語聴覚士による医療行為の容認	C	P		早急に検討し、回答された。	C		言語聴覚士は、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助産、指導その他の援助を行うことを業とする者であり、その業務範囲において、心理検査又は言語検査を行うことが認められているところである。診療報酬においては医師の指導監督の下に言語聴覚士により行われる心理検査または言語検査については、言語聴覚療法として包括的に評価しているところである。					2084013	医療法人 鉄蕉会 亀田総合病院 (50040、千葉県 鴨川市(12223))	鴨川医療特区	言語聴覚士による医療行為の容認
090190	歯科医師による一般医科の手術における麻酔の容認	C	-	歯科医師は歯科医療行為を業とする者であることから、その養成課程は、全身麻酔に必要な全身の管理などについても学ぶ医師とは内容が大きく異なっているため、本来認められていない業務範囲を超えて、その業務を行うことを認めることは適当でない。	提案主体の要望は、麻酔が不足している状況を踏まえ、歯科口腔外科の手術における患者の全身管理及び麻酔について一定の経験を有する歯科医師が、方法や手技において異なることではない一般医科の手術における麻酔を担当するということであるが、この点を踏まえ、全身麻酔に必要な全身の管理などについて、歯科医師の養成課程の内容が医師とは大きく異なっていることを具体的に示すとともに、要望を実現できないか、再度検討し回答された。	C	-	麻酔法は、患者の疾患や術式により適切に対応する必要があり、また、一般医科手術の際に多く見られる心肺機能の低下等を来している患者の場合は特に注意が必要である。また、全身の麻酔の管理を行うに当たっては、麻酔中に生じ得る循環動態の変化や、それに伴う患者の容態の急変、又は手術そのものの合併症として起こり得る患者の容態の急変に適切に対処する必要があり、高度の救命救急医学の知識と技能が要求される。なお、養成課程等については例えば、「医学部設置基準要項(昭和13年)」で規定している医学部の授業時間における医学に関する授業科目の配分が約9割であるのに対し、「大学設置要項(昭和63年)」で規定している歯学部授業時間における歯学に関する授業科目の配分が約9割であり、従って、その養成課程や卒業教育において、救命救急医学の知識と技能を十分に修得することができる医師以外の者が一般医科手術において麻酔を担当することは適当ではないと考える。				2225010	東京医科歯科大学大学院 医療経済学分野(50030)	歯科医師過剰解消特区	医師以外の医療関係者による医療行為の容認	
090200	自由診療内での義歯製作における歯科技工士の業務範囲の拡大	C		一定水準の歯科医療を提供するためには、歯科医師としての資格をもつことが必要であり、また、義歯等の作製と診断・治療行為は一連の歯科医療行為であることから、両者を分離して考えることは、適切な歯科医療を提供する観点から不適当	提案主体の要望は、歯科技工士による印象採得、咬合採得、口腔内の観察を可能とすることにより、より良い義歯をつくることであるが、この点を踏まえ、一連の歯科医療行為である義歯等の作製と診断・治療行為を分離すると、適切な歯科医療を提供する観点から不適当であることを具体的に示すとともに、要望を実現できないか、再度検討し回答された。	C		義歯の作製等に伴う印象採得、咬合採得等は、口腔内状況の的確な診断とそれに基づく治療行為であり、口腔内観察のみによる義歯作製は技術的に不可能であり、よりよい義歯の作製は不可能。このように義歯等の補綴物の作製は、歯科技工士に委託する歯科技工過程のみならず、歯科技工行為の前後に歯科医師が行う診断・治療行為を必須とする一連の行為である。また、直接患者の口腔状態を診察し施術することは歯科医師の知識、技能をもって行うべきものであり、印象採得、咬合採得等の歯科診療を行うために必要な技能修得のためのカリキュラムは、現行の歯科技工士の養成過程には含まれておらず、歯科医師でない者がこのような歯科診療行為を行うことは、適切な歯科医療を提供する観点から適当でない。				2257010	個人	本当に良い入れ歯を1人でも多くの人に提供できる環境づくり計画	自由診療内での義歯製作における歯科技工士の業務範囲の拡大	
090210	歯科技工所での患者との対面による義歯製作(自由診療)の容認	C		一定水準の歯科医療を提供するためには、歯科医師としての資格をもつことが必要であり、また、義歯等の作製と診断・治療行為は一連の歯科医療行為であることから、両者を分離して考えることは、適切な歯科医療を提供する観点から不適当	提案主体の要望は、歯科医師の指示の後に、歯科技工士が歯科技工所において患者と直接対面で義歯を製作可能とすることを踏まえ、一連の歯科医療行為である義歯等の作製と診断・治療行為を分離すると、適切な歯科医療を提供する観点から不適当であることを具体的に示すとともに、要望を実現できないか、再度検討し回答された。	C		義歯の作製等に伴う印象採得、咬合採得等は、口腔内状況の的確な診断とそれに基づく治療行為であり、口腔内観察のみによる義歯作製は技術的に不可能であり、よりよい義歯の作製は不可能。このように義歯等の補綴物の作製は、歯科技工士に委託する歯科技工過程のみならず、歯科技工行為の前後に歯科医師が行う診断・治療行為を必須とする一連の行為である。また、直接患者の口腔状態を診察し施術することは歯科医師の知識、技能をもって行うべきものであり、印象採得、咬合採得等の歯科診療を行うために必要な技能修得のためのカリキュラムは、現行の歯科技工士の養成過程には含まれておらず、歯科医師でない者がこのような歯科診療行為を行うことは、適切な歯科医療を提供する観点から適当でない。				2257020	個人	本当に良い入れ歯を1人でも多くの人に提供できる環境づくり計画	歯科技工所での患者との対面による義歯製作(自由診療)の認可	
090220	高度・先進医療技術を持つ外国人指導医による医療行為を伴う教育の容認	D-3		臨床研修制度において、本年4月より、医療に関する知識及び技能の修得に加え、これに付随して行われる教授を目的として入国した外国医師について、厚生労働大臣の許可を与えることとしたところである。									2084020	医療法人 鉄蕉会 亀田総合病院 (50040、千葉県 鴨川市(12223))	鴨川医療特区	外国人指導医に対し限定的な医師免許の交付をする
090230	在日ブラジル人に対するブラジル国医師免許取得者による医療行為の容認	D-3		現行の外国との医師の相互受入れを拡大し、相手国による日本人医師の受入れがない場合でも、英語による国家試験に合格した外国人医師も、診療対象を当該国民に限定する等の条件の下、受け入れる措置を講ずることとしている。									2249010	個人	在日ブラジル人医療特区	在日ブラジル人の為の医療について
090241	病院検査部の検体検査受託事業の容認	D-1	-	病院が外部から検体検査業務を受託することについては、病院本来業務の適正な実施を確保する観点から、営利を目的としないこと、業務として(反復継続して)行っていないこと、病院本来の検体検査業務に支障が生じていないこと、病院本来の検体検査業務に支障が生じていないこと、の要件を満たしている場合には認めるところである。	提案者の要望は、病院外検体検査を業として行うというものであり、この点を踏まえ、衛生検査所としての登録の可否について明確に回答された。また、病院開設者は非営利目的であることから、審査回答中の要件を満たす場合には、病院本来業務の適正な実施は確保されると考えられるが、この点を踏まえ、要望を実現できないか、再度検討し回答された。	D-1	-	病院が外部から検体検査業務を受託することについては、病院本来業務の適正な実施を確保する観点から、業として(反復継続して)行っていないこと、病院本来の検体検査業務に支障が生じていないこと、の要件を満たしている場合には認めるところである。なお、病院本来業務の実施のための施設をそれ以外の業務のために恒常的に使用することは適当ではない。	C	-	病院の検査部を衛生検査所として登録した上で、当該病院の検体検査業務を当該衛生検査所に委託することは、現行規定上可能かどうか、検討し回答された。	1011020	仙台市(4100)	国際知的産業特区計画	衛生検査所登録の病院等を除く、とされている適用制限の撤廃	
090242	大学病院に対する特定機能病院の設置基準の緩和	C		特定機能病院は、高度の医療の提供等に対応する病院として位置づけられており、それにかかわらず、医療水準を確保するため、臨床検査施設等の必要な施設を有していることが必要不可欠である。	本提案は、090241の提案において、病院検査部を衛生検査所として登録することが認められた場合の要望であり、090241と併せて検討し、回答された。	C		特定機能病院は、高度の医療の提供、高度な医療技術の開発・評価、高度な医療に関する研修、を行うための病院であり、これらの機能を果たすためには、自ら精度の高い臨床検査を行う能力を有していることが必要不可欠である。	特定機能病院の検査部を衛生検査所として登録した上で、当該病院の検体検査業務を当該衛生検査所に委託した場合においては、当該病院は、同一医療法人が同一敷地内に設置する衛生検査所に検体検査業務を委託することとなり、当該病院に関する「精度の高い臨床検査を行う能力」が低下することはないため、当該病院を引き続き特定機能病院とみなすことができないか、検討し回答された。	C	-	特定機能病院は、高度の医療の提供、高度な医療技術の開発・評価、高度な医療に関する研修、を行うための病院であり、これらの機能を果たすためには、自ら精度の高い臨床検査を行う能力を有していることが必要不可欠である。同一主体が設置する衛生検査所では、自ら精度の高い臨床検査を行う能力を有していることを担保できない。	1011030	仙台市(4100)	国際知的産業特区計画	大学病院に対する特定機能病院の施設基準の緩和

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各都府県からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 措置の分類の見直し	13. 措置の内容の見直し	14. 各都府県からの再検討要請に対する回答	15. 各都府県からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 措置の分類の見直し	17. 措置の内容の見直し	18. 各都府県からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
090250	病室等の分離設置の容認	D-1	-	患者に適切な医療を提供する観点から、病院の各施設は構造上の一体性を確保し、相互に有機的関係を保つ必要がある。しかし、別敷地にある収容施設に対して、在宅と同様な訪問診療や訪問看護を行うことは可能である。					提案主体からの意見では、「いかに病院内・病棟内で擬似的社会を作っても病院特有の生活環境による構造の問題や限界があり、現実の長期入院者の生活環境を入院中に克服することは不可能」であるため、「病室」を街中に作り、入院中より現実の社会生活のなかで生活訓練・リハビリをおこなうことにより長期社会的入院者の退院促進がはかられ、数少ない現在の社会福祉施設を本来の通適型施設として効率的に利用することが必要であり、また、「精神科医療については、特に継続性を必要とするものであることから病室を別敷地に置いても有機的連関性をもてる」とあるが、この点を踏まえ、要望を実現できないか、再度検討し回答されたい。	C	-	病院本体から病室を分離した場合には、分離した施設については医療法に基づく必要な人員配置・構造設備の整備がなされていないこととなり、医学的治療が必要な患者に対して、適切な医療を提供することが困難となるため、病院の分離設置を認めることは困難である。	2036010	財団法人正光会(50060)	総合精神医療・保健・福祉特区計画	医療・福祉の地域展開のために医療法の規制緩和
090260	学校における医療施設の設置可能化	D-1	-	学校の敷地内に医療施設を設置することについては、特段禁止されていない。									2260030	個人	中学校区を基準とした地域ケア	学校の医療施設をた設置
090270	区分許可制度の弾力的運用(改良医療用具、後発医療用具の製造に係る全工程の委託の容認)の早期施行	C	-	薬事法の平成17年施行部分における全工程の製造委託に関しては、製造販売承認制度の下で行うことにより、強化された市販後安全対策による製品の有効性・安全性が担保されるものである。従って、現行制度の下で単に全面委託のみを認めることは、国民の保健衛生上の観点から望ましくないと考える。また、新制度の前倒しについては、製造販売承認制度への移行に伴い、平成15年度から16年度にかけて、各種の下位法令等の整備及び現行の国と各都道府県で共有している承認許可管理システムの再構築(製造委託に関する要望の出た品目ごとに委託製造を行う製造所を関連付けて管理し、関係する都道府県と当該品目の製造に関する情報を共有するものとする)を行う必要があることから相当の準備期間を要するため、実施の前倒しは困難である。	提案者の要望は、「特区における承認品目については、全製造工程の委託を容認した旨を文書で全国の都道府県に通知することにより、承認許可管理システムの構築を待たなくとも、全国での情報の共有化については可能となり、製造販売承認制度の実施を前倒しできるといふものであり、この点を踏まえ、要望を実現できないか、再度検討し回答されたい。	C		特区で開発された医療用具であっても、特区だけでなく全国的に流通することから、全国での情報の共有化のみならず、保健衛生上の観点から、販売体制も含めた全国規模での安全対策が必要とされることから、本要望を認める場合には、たとえ1件だけであっても、製造業者や販売業者の満たすべき要件など下位法令等の整備が不可欠であるが、これは平成15年度から16年度にかけて行っていることとしており、制度の前倒しは困難である。 なお、薬事法の平成17年施行部分における全工程の製造委託に関しては、製造販売承認制度の下で行うことにより、強化された品質保証及び市販後安全対策によって初めて製品の有効性・安全性が担保されるものである。				1001030	福島県(700)	知的創造・開発特区	区分許可制度の弾力的運用(改良医療用具、後発医療用具の製造に係る全工程の委託の容認)の早期施行	
090280	特区において開発された医療機器の優先審査の実施	D-1	-	医療上の必要性があれば、特区であるかどうかにかかわらず優先的に審査を行うこととしている。地域振興の目的のために、他の新しい医療機器よりも優先して審査を行うことは、他の新しい医療機器の承認が遅れ国民が不利益を被る可能性がある。なお、医療機器全般の承認審査の迅速化を図るため平成16年4月に独立行政法人医薬品医療機器総合機構を設置することとしている。									1001010	福島県(700)	知的創造・開発特区	特区における開発医療機器の優先審査の実施
090290	消化器用カテーテルの承認不要化	C	-	消化器に用いるカテーテルはクラス、若しくはクラスの医療機器で、EUでは第三者認証を必要とし、米国では国の審査を必要としており、わが国のみ承認不要とする合理的理由がなく、規制を緩和することは困難である。特に、従来のもとの異なる新しい機能を付与した新医療機器については、その機能が臨床に耐えうるかどうかなどについて臨床試験を行う必要があり、その臨床意義を国として確認する必要があることから承認を不要とすることは困難である。なお、既存製品の範囲内で基準の満たしたクラスの医療機器については、改正薬事法の施行後、第三者認証制度を導入することとしている。	提案者の要望は、消化器用カテーテルについて、尿道カテーテルと同様の基準を策定するというものであり、この点を踏まえ、EUにおける第三者認証の基準を参考にして、消化器用カテーテルの基準の策定の可否について、検討し回答されたい。	C		平成17年度の医療用具の第三者認証制度の実施に向けて、当方としてもクラスの消化器カテーテルについて認証基準を策定したいと考えているところである。ただし、認証基準はこれまでない新技術を用いた製品(触覚センサー付消化器カテーテル)をカバーできるようなものではなく、EUの基準においてもこれに対応した基準は作成されていないため、認証基準が作成されたとしても、提案者の要望している製品は当該基準の範囲外となってしまうことから、承認を不要とすることは困難である。現在存在しない新技術の製品に関して、その有効性、安全性を担保する基準を作成することは不可能である。				1001020	福島県(700)	知的創造・開発特区	消化器用カテーテルの承認不要化	
090300	共同製剤されたFDG製剤を複数の病院に供給することの容認	D-1	-	院内製剤された未承認薬を病院内で自家消費することは可能であるが、複数の他施設に授与することは、薬事法上認められていない。一方、未承認薬の合法的な提供には治験の枠組みが既にあり、本件については、将来的にも医療として継続的に提供することが求められる性格のものであることから、治験の本来の主旨である薬事法の下での承認を目指し、当該枠組みの中で科学的、倫理的な規則に準拠し、試験研究目的の使用を行うべき性格のものであると考えている。なお、治験については、医療機関が主体となって行う枠組みも平成15年7月30日に施行される改正薬事法により可能となる。	提案者の要望は、共同製剤されたFDG製剤を複数病院に供給することの容認により、現状では供給不足が明らかなPET診断を低コストで普及するというものであり、この点を踏まえ、未承認薬一般についてではなく、FDG製剤かつクローズドな組織という限定で要望を実現できないか、再度検討し回答されたい。	D-1		複数医療機関において、未承認薬を提供する場合であるが、未承認薬については、その安全性、倫理性的観点から患者にとって不利な取り扱いとならないよう使用されるべきであり、治験の枠組みにおいて使用されるべきである。	D-1		薬事法において、販売・授与とされる院外への提供は、当該病院がFDG製剤の製造承認並びに製造業及び販売業の許可を得ることにより可能となる。FDG製剤は、承認の対象となる医薬品と考えられる。	2224010	東京医科歯科大学大学院 医療経済学分野(50030)	PET集積特区	共同製剤されたFDG製剤を複数の病院に供給することの容認	

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 措置の分類の見直し	13. 措置の内容の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 措置の分類の見直し	17. 措置の内容の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
090310	病院からの薬剤の配送の容認	C		薬剤の有効性・安全性を確保し、かつ、適正使用を推進するという観点から、薬剤師が調剤を行う際には、処方内容に疑義がないか等の確認等を行うため患者に対し質問等を行い、また、薬剤師が直接必要な情報提供をして薬剤を交付する必要がある。薬剤の配送を認めれば、処方内容に疑義がないか等の確認や、患者に対する適切な情報提供が対面で行う場合と比較して不十分なものとなり、また、配送中においては薬剤の品質の変化等が起こる場合がある。その結果、薬剤の併用による相互作用等、未然に防ぐことが出来た副作用被害が生じる、期待された薬効が得られない、あるいは、品質不良の薬剤を服用する等の可能性があり、患者の生命を損なうおそれがある。	処方内容に疑義がないか等の確認、患者に対する適切な情報提供、配送中における薬剤の品質の変化の防止等について適切な措置が講じられる場合に、同一の薬を継続的に使用する患者等に限り、薬剤の配送を認められないが、再度検討し回答されたい。	C		医薬品の専門家である薬剤師が患者と対面で接することにより、患者の状態の変化等について把握し、その上で処方内容に疑義がないか等の確認及び必要に応じて医薬品を示しながら情報提供を行い、医薬品を交付することが必要である。ただし、これらが行われた後に、患者からの依頼に基づき、品質の変化の防止等について適切な措置を講じた上で配送を行うことは可能である。なお、提案者が代替措置として考えている電話や文書による情報提供では不十分であると考えられる。	医師による遠隔診療が認められ、かつ、同一薬を継続して服用する場合には、患者の同意と品質変化の防止に関する適切な措置が講じられることを条件として、院内で医師の処方せんに基づき薬剤師が調剤した薬剤を、配送業者が病院から患者宅へ配送することを認められないが、検討し回答されたい。	C		2153020	東京大学医学部附属病院(50030)	健康づくり特区	病院からの薬剤の配送	
090320	アメリカ、EU諸国で承認されている医薬品、医療材料の使用の限定的自由化	D-1		未承認医薬品等を保険適用の下で使用するという要望の目的を達成するためには、患者に対する倫理的な保護等の観点からも薬事法上の医師主導治験を含めた治験として提供されるべきと考えられる。なお、治験については、医療機関が主体となって行う仕組みも平成15年7月30日に施行される改正薬事法により可能となる。	提案者の要望は、アメリカ、EU諸国のうち2カ国以上で使用が承認されている医薬品、医療材料で国内未承認のものに限り、特定機能病院内の審査で安全性が確認されたものに限り、治験の手続きを経ずして、届出を行い、輸入・使用するというものであり、この点を踏まえ、要望を実現できないが、再度検討し回答されたい。	D-1		提案者の要望は、保険適用の下で未承認薬等を提供する場合であるが、未承認薬等については、その安全性、倫理性的な観点から患者にとって不利な取り扱いになることのないよう使用されるべきであり、治験の仕組みにおいて使用されるべきである。			2153030	東京大学医学部附属病院(50030)	健康づくり特区	アメリカ、EU諸国で承認されている医薬品、医療材料の使用の限定的自由化		
090330	NPO法人によるIRB設置の可能化	C		臨床試験の実施の基準に関する省令において、NPOがIRBの支援業務等を行うことを妨げるものではないが、NPOが設置主体として相応しいかの検討は十分なされていないため、その要件等について検討が必要である。	提案書に記載されたNPO法人について、IRBの設置者として認められるか否か検討し、明確化されたい。	C		NPO法人はIRBの設置主体として認められていない。その要件については検討が必要であり、現在検討中である。	1			1007011	創薬推進連絡協議会(50110)(塩野義製薬(株)、大日本製薬(株)、武田薬品工業(株)、田辺製薬(株)、藤沢薬品工業(株)、大阪大学、国立循環器病センター、国立大阪病院、大阪府医師会、日本製薬工業協会、日本CRO協会、日本SMO協会、大阪商工会議所、大阪医薬品協会、大阪府)	バイオメディカル・クラスター創成特区	医薬品の臨床試験の実施に関する省令第27条IRB設置規定の緩和	
090340	施設IRBと共同IRBの併用の容認	D-1		臨床試験の実施の基準に関する省令においても、施設のIRB以外の機関等における意見を参考にして、施設のIRBが審議を行うなどの専門性の向上、審議の効率化を図ることは可能である。ただし、同省令に基づき、施設IRBが最終的な決定を行うべきである。	提案者の要望は、治験を行うことの適否やプロトコルの初期審査、修正など治験開始の技術的な部分の調査審議については共同IRBが行い、それ以外の調査審議は施設IRBが行うというものであり、この点についても現行で対応可能なか、確認し回答されたい。	D-1		治験審査委員会としての結論に対する責任は、治験を実施する医療機関の長が設置するIRBが負うものであり、責任や役割の分担を外部機関と行うものではない。ただし、設置主体の種類にかかわらず外部機関の審議結果を利用して当該IRBの審議を効率化する対応は可能である。				1007012	創薬推進連絡協議会(50110)(塩野義製薬(株)、大日本製薬(株)、武田薬品工業(株)、田辺製薬(株)、藤沢薬品工業(株)、大阪大学、国立循環器病センター、国立大阪病院、大阪府医師会、日本製薬工業協会、日本CRO協会、日本SMO協会、大阪商工会議所、大阪医薬品協会、大阪府)	バイオメディカル・クラスター創成特区	医薬品の臨床試験の実施に関する省令第27条IRB設置規定の緩和	
090350	薬事法に係る営業許可申請書の英語表記の可能化	C		外国人が薬局等を開設しやすくするという提案者の要望は、提案者が許可申請者に対し、申請書への日本語による記載を補助するための窓口を設けることなどにより、要望の目的は十分に達成可能と考える。	現行規定上、申請書を日本語以外の言語で表記することは可能か、確認し回答されたい。また、地方公共団体が英語能力のある職員を確保し、受付体制を整えることを条件として、申請書の英語表記を認められないが、再度検討し回答されたい。	C		薬事法施行規則第72条の規定により、申請書の外国語による表記は不可能である。本要望については、申請者が申請書の記載の代行を依頼することにより対応は可能であると考える。また、地方公共団体が英語能力のある職員を確保することについては、地方公共団体たる提案者が申請書の日本語記載を補助する窓口を設置するなどにより、要望の目的は十分に達成可能と考える。	対日投資促進の観点から、要望を実現できないが、検討し回答されたい。	C		2117020	三沢市(2207)	MISA WA・アメリカ村国際商業特区	外国人が出店しやすいう営業許可申請書を英語表記とする。	
090350	薬事法に係る営業許可申請書の英語表記の可能化	C		外国人が薬局等を開設しやすくするという提案者の要望は、提案者が許可申請者に対し、申請書への日本語による記載を補助するための窓口を設けることなどにより、要望の目的は十分に達成可能と考える。	現行規定上、申請書を日本語以外の言語で表記することは可能か、確認し回答されたい。また、地方公共団体が英語能力のある職員を確保し、受付体制を整えることを条件として、申請書の英語表記を認められないが、再度検討し回答されたい。	C		薬事法施行規則第72条の規定により、申請書の外国語による表記は不可能である。本要望については、申請者が申請書の記載の代行を依頼することにより対応は可能であると考える。また、地方公共団体が英語能力のある職員を確保することについては、地方公共団体たる提案者が申請書の日本語記載を補助する窓口を設置するなどにより、要望の目的は十分に達成可能と考える。	対日投資促進の観点から、要望を実現できないが、検討し回答されたい。	C		2117030	三沢市(2207)	MISA WA・アメリカ村国際商業特区	外国人が出店しやすいう営業許可申請書を英語表記とする。	

2. 管理コード	3. 規制の特例事項名	6. 措置の分類	7. 措置の内容	8. 措置の概要(対応策)	11. 各都府からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 措置の前提の見直し	13. 措置の内容の見直し	14. 各都府からの再検討要請に対する回答	15. 各都府からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 措置の前提の見直し	17. 措置の内容の見直し	18. 各都府からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
090350	薬事法に係る営業許可申請書の英語表記の可能化	C		外国人が薬局等を開設しやすくするという提案者の要望は、提案者が許可申請書に対し、申請書の日本語による記載を補助するための窓口を設けることなどにより、要望の目的は十分に達成可能と考える。	現行規定上、申請書を日本語以外の言語で表記することは可能か、確認し回答された。また、地方公共団体が英語能力のある職員を確保し、受付体制を整えることを条件として、申請書の英語表記を認められないか、再度検討し回答された。			薬事法施行規則第72条の規定により、申請書の外国語による表記は不可能である。本要望については、申請者が申請書の記載の代行を依頼することにより対応は可能であると考える。また、地方公共団体が英語能力のある職員を確保することについては、地方公共団体たる提案者が申請書の日本語記載を補助する窓口を設置することにより、要望の目的は十分に達成可能と考える。	対日投資促進の観点から、要望を実現できないか、検討し回答された。			2117040	三沢市(2207)	MISAWA・アメリカ村国際商業特区	外国人が出店しやすいよう営業許可申請書を英語表記とする。	
090350	薬事法に係る営業許可申請書の英語表記の可能化	C		外国人が薬局等を開設しやすくするという提案者の要望は、提案者が許可申請書に対し、申請書への日本語による記載を補助するための窓口を設けることなどにより、要望の目的は十分に達成可能と考える。	現行規定上、申請書を日本語以外の言語で表記することは可能か、確認し回答された。また、地方公共団体が英語能力のある職員を確保し、受付体制を整えることを条件として、申請書の英語表記を認められないか、再度検討し回答された。			薬事法施行規則第72条の規定により、申請書の外国語による表記は不可能である。本要望については、申請者が申請書の記載の代行を依頼することにより対応は可能であると考える。また、地方公共団体が英語能力のある職員を確保することについては、地方公共団体たる提案者が申請書の日本語記載を補助する窓口を設置することにより、要望の目的は十分に達成可能と考える。	対日投資促進の観点から、要望を実現できないか、検討し回答された。			2117050	三沢市(2207)	MISAWA・アメリカ村国際商業特区	外国人が出店しやすいよう営業許可申請書を英語表記とする。	
090360	いわゆる「混合診療」の解禁	C		・平成15年6月27日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」においては、「保険診療と保険外診療の併用の拡大」として、「特定療養費制度における高度先進医療について、一定の基準を満たした場合には、医療技術及び病院ごとの個別の承認を必要とせず、迅速に認める仕組みについて検討し、結論を得て、平成15年度中に措置する。また、医療技術の向上の観点から、高度先進医療への新技術の導入の迅速化を図ることにより、対象技術の範囲の拡大を促進する。」としており、今後この基本方針に従って措置を行っていくものである。 よって、いわゆる「混合診療」について解禁することは認められない	提案主体の要望は、 特定機能病院における、一定の基準を満たす審査委員会による審査と届出を条件とした、特定療養費制度の高度先進医療技術の承認を受けていない高度な療法(子宮動脈塞栓術治療など)、 保険適用の手術等と併せて行われる、医療保険の対象外の形成外科等の治療(乳がんによる乳房切除手術とインプラントによる乳房再建の同時手術など)、 単価が高く、かつ、治療に必要不可欠な場合における、診療報酬上評価される個数・回数を超えた治療、診療材料等(自動吻合器等)などについて、保険診療との併用を認めるといふものであり、 この点を踏まえ、提案書及び添付資料に記載された個別の事例につき、保険診療との併用が認められないか再度検討し、個別の事例に即して回答された。なお、認められない場合については、安全性・有効性が確保されないおそれ又は不当な患者負担が増大するおそれがあることを具体的に示された。			・我が国の医療保険制度は、「国民誰もが、一定の負担で、いつでもどこでも安心して、必要な医療を受けられること」が原則である。 ・このため、従来から、現在の医学水準に照らして必要適切な医療を定期的に保険導入し、保険診療として確保してきたところであり、一連の診療について保険外診療との併用を無制限に認めること(混合診療)は安全性・有効性が確保されないおそれ、不当な患者負担が増大するおそれがあることから、原則として禁止されているところ。 ・一方、医学の進歩や患者ニーズの多様化に対応し、患者が追加費用を負担することにより、保険外の新しい高度医療技術や追加的な医療サービスを受けられるよう、特定療養費制度として「高度先進医療」と「選定療養」を制度化しているところである。 ・平成15年6月27日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」においては、「保険診療と保険外診療の併用の拡大」として、「特定療養費制度における高度先進医療について、一定の基準を満たした場合には、医療技術及び病院ごとの個別の承認を必要とせず、迅速に認める仕組みについて検討し、結論を得て、平成15年度中に措置する。また、医療技術の向上の観点から、高度先進医療への新技術の導入の迅速化を図ることにより、対象技術の範囲の拡大を促進する。」としており、今後この基本方針に従って措置を行っていくものである。 よって、いわゆる「混合診療」について解禁することは認められない。 ・なお、再検討要請において亀田総合病院の添付資料の中から例示された3点について回答すると、 本来、現在の医学・医療技術水準に照らして、疾病又は負傷の治療に必要な医療行為については、保険診療として実施すべきであり、 新たな医療技術の保険導入に際しては、有効性・安全性等を勘案し保険適用が適切かどうか判断することとしているが、子宮動脈塞栓術については関連学会による有効性に関する見解が定まっていないことから、現在のところ保険導入されていないものであって、このようなものについていわゆる「混合診療」として実施することは不適切である。 一般に医薬品及び医療用具を製造又は輸入するためには薬事法上の承認が必要であるが、現在、我が国においては薬事法上の承認を受けた人工乳房の製造又は輸入は行われていないことから、今後人工乳房を用いた乳房再建術の保険適用を検討する前提として、これに用いる材料である人工乳房について、新たな製品の薬事法上の承認等が必要と考えている。 自動吻合器、自動吻合器について、御指摘のように手術中に患者の同意を得ることなく(使用した上で、加算限度を超えた部分の費用を患者に請求することは、まさに本人の選択によらない不当な患者負担を強いるものであり、不適切である。	特定機能病院において、一定の基準を満たす審査委員会による審査と届出を条件として、特定療養費制度の高度先進医療技術の承認を受けていない高度な療法を行う場合には、「安全性・有効性が確保されないおそれ、不当な患者負担が増大するおそれ、は具体的に想定されない」ということは事実誤認であり、安全性・有効性等について高度な専門性を持つ第三者の審査をすることが必要であると考える。さらに、高度先進医療の対象となる技術は、その技術に係る診療に要する費用の一部を医療保険制度から支出することから、保険者等の代表を含む中央社会保険医療協議会における議論を続ける必要があると考える。 本来的に医療保険の対象外である審美性に係る手術等を、保険適用の治療と併せて行う場合については、保険診療の費用を増加させない場合には、審美性に係る手術等と保険適用の治療は「一連の診療」とはみなされないため、現行規定上保険診療の費用を保険請求することができると明確化できないか、検討し回答された。			2084030	医療法人 鉄蕉会 亀田総合病院 (50040)、千葉県 鴨川市(12223)	鴨川医療特区	いわゆる「混合診療」の解禁	
090360	いわゆる「混合診療」の解禁	C		・平成15年6月27日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」においては、「保険診療と保険外診療の併用の拡大」として、「特定療養費制度における高度先進医療について、一定の基準を満たした場合には、医療技術及び病院ごとの個別の承認を必要とせず、迅速に認める仕組みについて検討し、結論を得て、平成15年度中に措置する。また、医療技術の向上の観点から、高度先進医療への新技術の導入の迅速化を図ることにより、対象技術の範囲の拡大を促進する。」としており、今後この基本方針に従って措置を行っていくものである。 よって、いわゆる「混合診療」について解禁することは認められない	提案主体の要望は、 特定機能病院における、一定の基準を満たす審査委員会による審査と届出を条件とした、特定療養費制度の高度先進医療技術の承認を受けていない高度な療法(子宮動脈塞栓術治療など)、 保険適用の手術等と併せて行われる、医療保険の対象外の形成外科等の治療(乳がんによる乳房切除手術とインプラントによる乳房再建の同時手術など)、 単価が高く、かつ、治療に必要不可欠な場合における、診療報酬上評価される個数・回数を超えた治療、診療材料等(自動吻合器等)などについて、保険診療との併用を認めるといふものであり、 この点を踏まえ、提案書及び添付資料に記載された個別の事例につき、保険診療との併用が認められないか再度検討し、個別の事例に即して回答された。なお、認められない場合については、安全性・有効性が確保されないおそれ又は不当な患者負担が増大するおそれがあることを具体的に示された。			・我が国の医療保険制度は、「国民誰もが、一定の負担で、いつでもどこでも安心して、必要な医療を受けられること」が原則である。 ・このため、従来から、現在の医学水準に照らして必要適切な医療を定期的に保険導入し、保険診療として確保してきたところであり、一連の診療について保険外診療との併用を無制限に認めること(混合診療)は安全性・有効性が確保されないおそれ、不当な患者負担が増大するおそれがあることから、原則として禁止されているところ。 ・一方、医学の進歩や患者ニーズの多様化に対応し、患者が追加費用を負担することにより、保険外の新しい高度医療技術や追加的な医療サービスを受けられるよう、特定療養費制度として「高度先進医療」と「選定療養」を制度化しているところである。 ・平成15年6月27日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」においては、「保険診療と保険外診療の併用の拡大」として、「特定療養費制度における高度先進医療について、一定の基準を満たした場合には、医療技術及び病院ごとの個別の承認を必要とせず、迅速に認める仕組みについて検討し、結論を得て、平成15年度中に措置する。また、医療技術の向上の観点から、高度先進医療への新技術の導入の迅速化を図ることにより、対象技術の範囲の拡大を促進する。」としており、今後この基本方針に従って措置を行っていくものである。 よって、いわゆる「混合診療」について解禁することは認められない。 ・なお、再検討要請において亀田総合病院の添付資料の中から例示された3点について回答すると、 本来、現在の医学・医療技術水準に照らして、疾病又は負傷の治療に必要な医療行為については、保険診療として実施すべきであり、 新たな医療技術の保険導入に際しては、有効性・安全性等を勘案し保険適用が適切かどうか判断することとしているが、子宮動脈塞栓術については関連学会による有効性に関する見解が定まっていないことから、現在のところ保険導入されていないものであって、このようなものについていわゆる「混合診療」として実施することは不適切である。 一般に医薬品及び医療用具を製造又は輸入するためには薬事法上の承認が必要であるが、現在、我が国においては薬事法上の承認を受けた人工乳房の製造又は輸入は行われていないことから、今後人工乳房を用いた乳房再建術の保険適用を検討する前提として、これに用いる材料である人工乳房について、新たな製品の薬事法上の承認等が必要と考えている。 自動吻合器、自動吻合器について、御指摘のように手術中に患者の同意を得ることなく(使用した上で、加算限度を超えた部分の費用を患者に請求することは、まさに本人の選択によらない不当な患者負担を強いるものであり、不適切である。	特定機能病院において、一定の基準を満たす審査委員会による審査と届出を条件として、特定療養費制度の高度先進医療技術の承認を受けていない高度な療法を行う場合には、「安全性・有効性が確保されないおそれ、不当な患者負担が増大するおそれ、は具体的に想定されない」ということは事実誤認であり、安全性・有効性等について高度な専門性を持つ第三者の審査をすることが必要であると考える。さらに、高度先進医療の対象となる技術は、その技術に係る診療に要する費用の一部を医療保険制度から支出することから、保険者等の代表を含む中央社会保険医療協議会における議論を続ける必要があると考える。 本来的に医療保険の対象外である審美性に係る手術等を、保険適用の治療と併せて行う場合については、保険診療の費用を増加させない場合には、審美性に係る手術等と保険適用の治療は「一連の診療」とはみなされないため、現行規定上保険診療の費用を保険請求することができると明確化できないか、検討し回答された。			5078010	医療法人 鉄蕉会 亀田総合病院	いわゆる「混合診療」の解禁		

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 措置の分類の見直し	13. 措置の内容の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 措置の分類の見直し	17. 措置の内容の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
090360	いわゆる「混合診療」の解禁	C		<p>・平成15年6月27日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」においては、「保険診療と保険外診療の併用の拡大として、特定療養費制度における高度先進医療について、一定の基準を満たした場合には、医療技術及び病院ごとの個別の承認を必要とせず、迅速に認める仕組みについて検討し、結論を得て、平成15年度中に措置する。また、医療技術の向上の観点から、高度先進医療への新技術の導入の迅速化を図ることにより、対象技術の範囲の拡大を促進する。」としており、今後この基本方針に従って措置を行っていくものである。</p> <p>よって、いわゆる「混合診療」について解禁することは認められない</p>	<p>提案主体の要望は、特定機能病院における、一定の基準を満たす審査委員会による審査と届出を条件とした、特定療養費制度の高度先進医療技術の承認を受けていない高度な療法(子宮動脈塞栓術治療など)。</p> <p>保険適用の手術等と併せて行われる、医療保険の対象外の形成外科等の治療(乳がんによる乳房切除手術とインプラントによる乳房再建の同時手術など)。</p> <p>単価が高く、かつ、治療に必要不可欠な場合における、診療報酬上評価される個数・回数・回数の制限を超えた治療、診療材料等(自動吻合器など)などについて、保険診療との併用を認めるといものであり、一連の診療について保険外診療との併用を無制限に認めるというのではない。</p> <p>この点を踏まえ、提案書及び添付資料に記載された個別の事例につき、保険診療との併用が認められないか再度検討し、個別の事例に即して回答されたい。なお、認められない場合については、安全性・有効性が確保されないおそれ又は不当な患者負担が増大するおそれがあることを具体的に示されたい。</p>	C		<p>・我が国の医療保険制度は、「国民誰もが、一定の負担で、いつでもどこでも安心して、必要な医療を受けられること」が原則である。</p> <p>このため、従来から、現行の医学水準に照らして必要適切な医療を定期的に保険導入し、保険診療として確保してきたところであり、一連の診療について保険外診療との併用を無制限に認めること(混合診療)は安全性・有効性が確保されないおそれ、不当な患者負担が増大するおそれがあることから、原則として禁止されていること。</p> <p>一方、医学の進歩や患者ニーズの多様化に対応し、患者が追加費用を負担することにより、保険外の新しい高度医療技術や追加的な医療サービスを受けられるよう、特定療養費制度として「高度先進医療」と「選定療養」を制度化しているところである。</p> <p>平成15年6月27日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」においては、「保険診療と保険外診療の併用の拡大として、特定療養費制度における高度先進医療について、一定の基準を満たした場合には、医療技術及び病院ごとの個別の承認を必要とせず、迅速に認める仕組みについて検討し、結論を得て、平成15年度中に措置する。また、医療技術の向上の観点から、高度先進医療への新技術の導入の迅速化を図ることにより、対象技術の範囲の拡大を促進する。」としており、今後この基本方針に従って措置を行っていくものである。</p> <p>よって、いわゆる「混合診療」について解禁することは認められない。</p> <p>なお、再検討要請において亀田総合病院の添付資料の中から例示された3点について回答すると、</p> <p>本来、現在の医学・医療技術水準に照らして、疾病又は負傷の治療に必要な医療行為については、保険診療として実施すべきであり、新たな医療技術の保険導入に際しては、有効性、安全性等を勘案し保険適用が適切かどうか判断することとしているが、子宮動脈塞栓術については関連学会による有効性に関する見解が定まっていなかったことから、現在のところ保険導入されていないものであって、このようなものについていわゆる「混合診療」として実施することは不適切である。</p> <p>一般に医薬品及び医療用具を製造又は輸入するためには薬事法上の承認が必要であるが、現在、我が国においては薬事法上の承認を受けた人工乳房の製造又は輸入は行われていないことから、今後人工乳房を用いた乳房再建術の保険適用を検討する前提として、これに用いる材料である人工乳房について、新たな製品の薬事法上の承認等が必要と考えられている。</p> <p>自動吻合器、自動吻合器について、御指摘のように手術中に患者の同意を得ることなく(使用した上で、加算限度を超えた部分の費用を患者に請求することは、まさに本人の選択によらない不当な患者負担を強いものである)不適切である。</p>	<p>特定機能病院において、一定の基準を満たす審査委員会による審査と届出を条件として、特定療養費制度の高度先進医療技術の承認を受けていない高度な療法を行う場合には、「安全性・有効性が確保されないおそれ、不当な患者負担が増大するおそれ」は具体的に想定されない。これは事実確認であり、安全性、有効性等について高度な専門性を持つ第三者の審査を経ることが必要であると考えられる。さらに、高度先進医療の対象となる技術は、その技術に係る診療に要する費用の一部を医療保険制度から支出することから、保険者等の代表を含む中央社会保険医療協議会における議論を要する必要があると考えられる。</p> <p>本来的に医療保険の対象外である審美性に係る手術等を、保険適用の治療と併せて行い、かつ、その併用によって保険診療の費用を増加させない場合については、審美性に係る手術等と保険適用の治療は「一連の診療」とはみなされないため、現行規定上保険診療の費用を保険請求することができると明確化できないが、検討し回答されたい。</p>	C		<p>について 特定療養費制度における高度先進医療の承認の申請について、高度先進医療専門家会議による審査で不承認となる医療技術が少なからず存在することからみると、御指摘のような場合についても、「安全性・有効性が確保されないおそれ、不当な患者負担が増大するおそれ」は具体的に想定されない。これは事実確認であり、安全性、有効性等について高度な専門性を持つ第三者の審査を経ることが必要であると考えられる。さらに、高度先進医療の対象となる技術は、その技術に係る診療に要する費用の一部を医療保険制度から支出することから、保険者等の代表を含む中央社会保険医療協議会における議論を要する必要があると考えられる。</p> <p>について 疾病又は負傷の治療と審美を目的とした手術等とを併せて行う場合については、通常、一連の診療行為として取り扱われるものである。</p>	2153010	東京大学医学部附属病院(50030)	健康づくり特区	特定機能病院における高度先進医療と保険診療の組合せの解禁
090360	いわゆる「混合診療」の解禁	C		<p>・平成15年6月27日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」においては、「保険診療と保険外診療の併用の拡大として、特定療養費制度における高度先進医療について、一定の基準を満たした場合には、医療技術及び病院ごとの個別の承認を必要とせず、迅速に認める仕組みについて検討し、結論を得て、平成15年度中に措置する。また、医療技術の向上の観点から、高度先進医療への新技術の導入の迅速化を図ることにより、対象技術の範囲の拡大を促進する。」としており、今後この基本方針に従って措置を行っていくものである。</p> <p>よって、いわゆる「混合診療」について解禁することは認められない</p>	<p>提案主体の要望は、特定機能病院における、一定の基準を満たす審査委員会による審査と届出を条件とした、特定療養費制度の高度先進医療技術の承認を受けていない高度な療法(子宮動脈塞栓術治療など)。</p> <p>保険適用の手術等と併せて行われる、医療保険の対象外の形成外科等の治療(乳がんによる乳房切除手術とインプラントによる乳房再建の同時手術など)。</p> <p>単価が高く、かつ、治療に必要不可欠な場合における、診療報酬上評価される個数・回数・回数の制限を超えた治療、診療材料等(自動吻合器など)などについて、保険診療との併用を認めるといものであり、一連の診療について保険外診療との併用を無制限に認めるというのではない。</p> <p>この点を踏まえ、提案書及び添付資料に記載された個別の事例につき、保険診療との併用が認められないか再度検討し、個別の事例に即して回答されたい。なお、認められない場合については、安全性・有効性が確保されないおそれ又は不当な患者負担が増大するおそれがあることを具体的に示されたい。</p>	C		<p>・我が国の医療保険制度は、「国民誰もが、一定の負担で、いつでもどこでも安心して、必要な医療を受けられること」が原則である。</p> <p>このため、従来から、現行の医学水準に照らして必要適切な医療を定期的に保険導入し、保険診療として確保してきたところであり、一連の診療について保険外診療との併用を無制限に認めること(混合診療)は安全性・有効性が確保されないおそれ、不当な患者負担が増大するおそれがあることから、原則として禁止されていること。</p> <p>一方、医学の進歩や患者ニーズの多様化に対応し、患者が追加費用を負担することにより、保険外の新しい高度医療技術や追加的な医療サービスを受けられるよう、特定療養費制度として「高度先進医療」と「選定療養」を制度化しているところである。</p> <p>平成15年6月27日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」においては、「保険診療と保険外診療の併用の拡大として、特定療養費制度における高度先進医療について、一定の基準を満たした場合には、医療技術及び病院ごとの個別の承認を必要とせず、迅速に認める仕組みについて検討し、結論を得て、平成15年度中に措置する。また、医療技術の向上の観点から、高度先進医療への新技術の導入の迅速化を図ることにより、対象技術の範囲の拡大を促進する。」としており、今後この基本方針に従って措置を行っていくものである。</p> <p>よって、いわゆる「混合診療」について解禁することは認められない。</p> <p>なお、再検討要請において亀田総合病院の添付資料の中から例示された3点について回答すると、</p> <p>本来、現在の医学・医療技術水準に照らして、疾病又は負傷の治療に必要な医療行為については、保険診療として実施すべきであり、新たな医療技術の保険導入に際しては、有効性、安全性等を勘案し保険適用が適切かどうか判断することとしているが、子宮動脈塞栓術については関連学会による有効性に関する見解が定まっていなかったことから、現在のところ保険導入されていないものであって、このようなものについていわゆる「混合診療」として実施することは不適切である。</p> <p>一般に医薬品及び医療用具を製造又は輸入するためには薬事法上の承認が必要であるが、現在、我が国においては薬事法上の承認を受けた人工乳房の製造又は輸入は行われていないことから、今後人工乳房を用いた乳房再建術の保険適用を検討する前提として、これに用いる材料である人工乳房について、新たな製品の薬事法上の承認等が必要と考えられている。</p> <p>自動吻合器、自動吻合器について、御指摘のように手術中に患者の同意を得ることなく(使用した上で、加算限度を超えた部分の費用を患者に請求することは、まさに本人の選択によらない不当な患者負担を強いものである)不適切である。</p>	<p>特定機能病院において、一定の基準を満たす審査委員会による審査と届出を条件として、特定療養費制度の高度先進医療技術の承認を受けていない高度な療法を行う場合には、「安全性・有効性が確保されないおそれ、不当な患者負担が増大するおそれ」は具体的に想定されない。これは事実確認であり、安全性、有効性等について高度な専門性を持つ第三者の審査を経ることが必要であると考えられる。さらに、高度先進医療の対象となる技術は、その技術に係る診療に要する費用の一部を医療保険制度から支出することから、保険者等の代表を含む中央社会保険医療協議会における議論を要する必要があると考えられる。</p> <p>本来的に医療保険の対象外である審美性に係る手術等を、保険適用の治療と併せて行い、かつ、その併用によって保険診療の費用を増加させない場合については、審美性に係る手術等と保険適用の治療は「一連の診療」とはみなされないため、現行規定上保険診療の費用を保険請求することができると明確化できないが、検討し回答されたい。</p>	C		<p>について 特定療養費制度における高度先進医療の承認の申請について、高度先進医療専門家会議による審査で不承認となる医療技術が少なからず存在することからみると、御指摘のような場合についても、「安全性・有効性が確保されないおそれ、不当な患者負担が増大するおそれ」は具体的に想定されない。これは事実確認であり、安全性、有効性等について高度な専門性を持つ第三者の審査を経ることが必要であると考えられる。さらに、高度先進医療の対象となる技術は、その技術に係る診療に要する費用の一部を医療保険制度から支出することから、保険者等の代表を含む中央社会保険医療協議会における議論を要する必要があると考えられる。</p> <p>について 疾病又は負傷の治療と審美を目的とした手術等とを併せて行う場合については、通常、一連の診療行為として取り扱われるものである。</p>	5047010個人		混合医療の解禁について	

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 措置の分類の見直し	13. 措置の内容の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 措置の分類の見直し	17. 措置の内容の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
090411	12歳以上18歳未満の障害児による障害児デイサービス事業の利用可能化	F		現行の障害児通園(デイサービス)事業は、通園による指導になじむ障害のある幼児を対象としている事業である。今回の提案は、現行の事業に加えて新たに中学生についても補助金の対象としてほしいとの要望であり、従来型の補助金の拡充を求めるものである。	提案者の要望は、障害児デイサービス事業並びに身体障害者デイサービス事業及び知的障害者デイサービス事業の対象となっていない、12歳以上18歳未満の障害児について、それらのデイサービス事業を利用可能とするものであり、この点を踏まえ、要望を実現できないか、再度検討し回答されたい。	F		現行の障害児通園(デイサービス)事業は、通園による指導になじむ障害のある幼児を対象としている事業である。今回の提案は、現行の事業に加えて新たに中学生についても補助金の対象としてほしいとの要望であり、従来型の補助金の拡充を求めるものである。	現行のデイサービス事業の対象となっていない12歳以上18歳未満の障害児のうち、中学生については通園による指導になじむ障害のある幼児を対象とする障害児デイサービス事業を利用可能とし、高校生については18歳以上の障害者を対象とする身体障害者デイサービス事業及び知的障害者デイサービス事業を利用可能とすることができないか、検討し回答されたい。	F		1016020	千葉県(12000)	健康福祉千葉特区	障害児デイサービス対象者を18歳未満の障害児全てに拡大	
090412	12歳以上18歳未満の障害児による障害児デイサービス事業の利用可能化	F		現行の身体障害者デイサービス事業及び知的障害者デイサービス事業は、18歳以上の身体障害者及び知的障害者を対象としている事業である。今回の提案は、現行の利用対象者に加えて新たに中学生についても補助金の対象としてほしいとの要望であり、従来型の補助金の拡充を求めるものである。	提案者の要望は、障害児デイサービス事業並びに身体障害者デイサービス事業及び知的障害者デイサービス事業の対象となっていない、12歳以上18歳未満の障害児について、この点を踏まえ、要望を実現できないか、再度検討し回答されたい。	F		現行の身体障害者デイサービス事業及び知的障害者デイサービス事業は、18歳以上の身体障害者及び知的障害者を対象としている事業である。今回の提案は、現行の利用対象者に加えて新たに中学生についても補助金の対象としてほしいとの要望であり、従来型の補助金の拡充を求めるものである。	現行のデイサービス事業の対象となっていない12歳以上18歳未満の障害児のうち、中学生については通園による指導になじむ障害のある幼児を対象とする障害児デイサービス事業を利用可能とし、高校生については18歳以上の障害者を対象とする身体障害者デイサービス事業及び知的障害者デイサービス事業を利用可能とすることができないか、検討し回答されたい。	F		1012010	熊本県(43000)	福祉コミュニティ特区	中高生障害児の身体障害者及び知的障害者デイサービスを利用可能にする	
090420	居宅外での障害者ヘルパーの利用可能化	F		提案理由にある教育や自立のための生活場面においては、本来それぞれで必要な介護等が行われるべきである。今回の提案は、現行に加えて新たに居宅外のヘルパー利用についても補助金の対象としてほしいとの要望であり、従来型の補助金の拡充を求めるものである。	提案者の要望は、障害者の生活が居宅以外の広範囲に及ぶことを踏まえ、居宅以外の教育及び生産活動の自立のための活動や社会生活上不可欠な場所において、障害者ヘルパー並びに障害者デイサービス及び短期入所の送迎を利用可能とするものであり、この点を踏まえ、要望を実現できないか、再度検討し回答されたい。	F		提案理由にある教育や自立のための生活場面においては、本来それぞれで必要な介護等が行われるべきである。今回の提案は、現行に加えて新たに居宅外のヘルパー利用についても補助金の対象としてほしいとの要望であり、従来型の補助金の拡充を求めるものである。				1012021	熊本県(43000)	福祉コミュニティ特区	居宅外でのヘルパー利用	
090430	障害者デイサービス及び短期入所の居宅外送迎の否認	F		現行の身体障害者デイサービス、知的障害者デイサービス及び児童デイサービス並びに身体障害者短期入所、知的障害者短期入所及び児童短期入所においては、居宅と事業所との間の送迎を行った場合に送迎加算を実施しているものである。今回の提案は、現行に加えて新たに居宅外と事業所との間で送迎を行った際にも加算してほしいとの要望であり、従来型の補助金の拡充を求めるものである。	提案者の要望は、障害者の生活が居宅以外の広範囲に及ぶことを踏まえ、居宅以外の教育及び生産活動の自立のための活動や社会生活上不可欠な場所において、障害者ヘルパー並びに障害者デイサービス及び短期入所の送迎を利用可能とするものであり、この点を踏まえ、要望を実現できないか、再度検討し回答されたい。	F		現行の身体障害者デイサービス、知的障害者デイサービス及び児童デイサービス並びに身体障害者短期入所、知的障害者短期入所及び児童短期入所においては、居宅と事業所との間の送迎を行った場合に送迎加算を実施しているものである。今回の提案は、現行に加えて新たに居宅外と事業所との間で送迎を行った際にも加算してほしいとの要望であり、従来型の補助金の拡充を求めるものである。	提案主体からの意見では、「現実には学校等「居宅」以外の生活場面からデイサービス事業所等に通する等のケースがある」とあり、この点を踏まえ、少なくともデイサービス事業所等までの距離が家からより学校からの方が近い場合における当該学校からの送迎については、要望を実現できないか、検討し回答されたい。	F D-1		1012022	熊本県(43000)	福祉コミュニティ特区	デイサービス及び短期入所の居宅外送迎の否認	
090440	身体障害者短期入所における寄泊を伴わない短期入所の否認	D-1		重複障害児が18歳以上になった場合には、知的障害者短期入所が利用できる。また、身体障害者の施設であってもサービス提供の必要があれば、指定基準を満たし、知的障害者の指定短期入所事業者となることができる。このため、現行制度においても御提案の「タイムケア」は可能である。	提案者の要望は、身体障害者が身体障害者短期入所施設において「タイムケア」を利用可能とするものであり、この点についても現行で対応可能なのか、確認し回答されたい。	D-1		前回の回答は、提案者からの「提案理由」に重複障害児の場合が記載されていたことを受けたものである。提案者の要望はあくまでも重複障害児について「タイムケア」を行うことであり、これについては前回同様である。	身体障害者について、親等の介護者や支援するサービスである身体障害者短期入所の利用が認められていることから、同様に介護者や支援するサービスである「タイムケア」についても利用可能とすることができないか、検討し回答されたい。	F		1012030	熊本県(43000)	福祉コミュニティ特区	身体障害者短期入所に寄泊を伴わない短期入所を認める	
090451	障害者短期入所事業の通所施設での実施可能化	A		知的障害者短期入所事業について、利用者に応じた夜間の体制の整備等適切な人員及び施設設備を設け、必要な保護を行うことが可能な場合には、知的障害者通所更生施設又は知的障害者通所授産施設においても実施を可能とする。									2028010	足立区(13121)	生活創造特区(福祉・雇分野)	知的障害者短期入所事業の事業者指定の拡大
090451	障害者短期入所事業の通所施設での実施可能化	A		身体障害者短期入所事業、知的障害者短期入所事業及び児童短期入所事業について、利用者に応じた夜間の体制の整備等適切な人員及び施設設備を設け、必要な保護を行うことが可能な場合には、身体障害者通所授産施設、知的障害者通所更生施設若しくは知的障害者通所授産施設又は知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設若しくは肢体不自由児通園施設においても実施を可能とする。									5100070	東京都		障害者(児)在宅福祉サービスの拡充(事業者名:身体障害者短期入所事業、知的障害者短期入所事業、障害児短期入所事業)
090452	障害者短期入所事業の施設・設備要件の緩和	A		知的障害者短期入所事業について、施設長、医師、直接処遇職員(生活支援員、介護員)、調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室、洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。									2072010	長野県(20000)	知的障害者短期入所事業の実施主体の拡大及び施設・設備要件の特例	知的障害者短期入所事業の実施主体の拡大及び施設・設備要件の特例
090461	障害者支援費制度における施設訓練等支援サービスの日単位での利用可能化	A		次のような条件が整う場合には、施設訓練等支援費を日単位で支給することを可能とする。 (1)市町村において、支給決定の際に、サービスの支給量を明確にすることを始め、利用者負担額の決定、給付管理、審査・支払い等事務が煩雑になることが予想されるため、都道府県と市町村が十分に調整を行うこと。 (2)本特例措置を行うことについて、特区区域内の施設の合意が得られること。 (3)利用者の意向を踏まえ、十分なサービス調整を行うこと。 (4)特区区域内で当該特例措置が完結することとし、区域内の利用者及び施設についてのみ実施すること。									2226010	滋賀県	選べる福祉サービス滋賀特区	支援費支給制度における施設訓練等支援サービスの日単位利用

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各都府県からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 措置の内容及び見直し	13. 措置の内容及び見直し	14. 各都府県からの再検討要請に対する回答	15. 各都府県からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 措置の内容及び見直し	17. 措置の内容及び見直し	18. 各都府県からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
090462	障害者支援費制度における施設訓練等支援サービスのうち入所施設の利用可能化	D-1	-	入所施設はその施設種別に応じて、治療、指導、更生に必要な訓練、自活に必要な訓練等それぞれその目的を有しており、それらをトータルに実施することによって施設本来の目的を達成できるものである。また、施設が持つ機能に着目した利用ニーズに対しては、施設がサービス、短期入所の指定基準を満たし、指定事業者としてサービスを提供すること対応できる。	提案者の要望は、現在の入所施設においては、更正及び自活に必要な訓練の実施や、施設から地域生活への利用者の移行が十分に進んでいないことを踏まえ、入所施設の利用を昼間と夜間の機能に分化することにより、入所施設に居住しながら昼間は地域のデイサービス等を利用したり、夜間のみ入所施設の利用を可能とするものである。なお、入所施設の人員及び設備は、施設利用者に対するサービス提供のためのものであり、施設サービスに加えてデイサービス事業、短期入所事業を行う際には、事業を行うために必要な人員及び設備を設ける必要がある。	D-1	-	入所施設はその施設種別に応じて、治療、指導、更生に必要な訓練、自活に必要な訓練等それぞれその目的を有しており、それらをトータルに実施することによって施設本来の目的を達成できるものである。また、施設が持つ機能に着目した利用ニーズに対しては、施設がサービス、短期入所の指定基準を満たし、指定事業者としてサービスを提供すること対応できる。	提案者の要望は、国の方針でもある利用者の施設から地域生活への移行を進めるためには、施設ではな(地域でトータルケアを行う必要があることから、入所施設の利用を昼間と夜間の機能に分化して、入所施設の利用を地域生活への移行のための仕組みを設けようとするものであり、施設サービスに加えてデイサービス事業、短期入所事業を行う際には、事業を行うために必要な人員及び設備を設ける必要がある。	C			2226020	滋賀県	遷る福祉サービス 滋賀特区	支援費支給制度における施設訓練等支援サービスのうち入所施設の利用
090463	障害者支援費制度における知的障害者地域生活支援サービス(グループホーム)の日単位での利用可能化	A		次のような事項について条件が整う場合には、特区において知的障害者地域生活支援に係る居宅生活支援費を日単位で支給することを可能とする。 (1)市町村において、支給決定の際に、サービスの支給量を明確にすることを始め、給付管理、審査・支払い等事務が煩雑になることが予想されるため、都道府県と市町村が十分に調整を行うこと。 (2)本特例措置を行うことについて、特区区域内の事業者の合意が得られること。 (3)利用者の意向を踏まえ、十分なサービス調整を行うこと。 (4)特区区域内で当該特例措置が完結することとし、区域内の利用者及び事業者についてのみ実施すること。									2226030	滋賀県	遷る福祉サービス 滋賀特区	支援費支給制度における知的障害者地域生活支援サービス(グループホーム)の日単位での利用
090464	障害者支援費制度における施設訓練等支援サービスを日単位で利用する場合における定員の緩和	C		各施設の利用者の定員は、施設の効果的な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を断るために設けられているものである。施設定員を超過した利用を一般的に認めるとは、利用者一人あたりに対して施設職員が関与する機会を弱くすることになり、利用者に対する適切なサービスの提供に支障をきたすおそれがある。定員を超過する利用者が見込まれる場合には、施設定員の変更手続きをとることが適切である。	提案者の要望は、090461～090463の提案が認められ、入所施設の日単位での利用が可能となった場合において、逐べ利用者数は定員を超過するが、1日ごとの利用者数が定員を超過しない場合を容認するとともに、仮に日によって定員を若干超過する場合は、サービス提供に支障をきたさない範囲で対応する旨の旨であり、この点を踏まえ、要望を実現できないが、再度検討し回答を求めたい。なお、1日ごとの利用者数が増えるわけではないから、施設定員を変更する必要はないと考えられる。	C		施設の利用定員は、一日当たりの受入れ可能な最大限の人員を定めるものである。これを超過して利用者を受け入れることは、利用人員に比してサービス提供体制が手薄になり、サービスの質の低下を招くことから認められない。					2226040	滋賀県	遷る福祉サービス 滋賀特区	施設訓練等支援サービスを日単位で利用する場合における定員の緩和
090470	介護保険第2号被保険者による障害者支援費制度の選択的利用の容認	D-1		特定疾病による障害を有する40歳以上65歳未満の障害者や65歳以前から引き続き障害者施策で実施されているデイサービスを受ける者が、障害者に固有のサービスを希望し、これらの固有のサービスの提供が必要であると認められる場合には、当該サービスにおいて給食や入浴といった介護保険の通所介護(デイサービス)と共通する部分があったとしても、社会適応訓練等と給食等を一体として障害者デイサービスとして利用を認めると差し支えないこととしていることである。	提案者の要望は、介護保険第2号被保険者が介護保険制度に基づきデイサービスを利用する場合に、プログラムが高齢者向けに組まれていたり、他の利用者や年齢層があり溶け込めず有効の利用ができないなどにより、介護保険の給付対象となつたために逆効果を招いているという状況を踏まえ、介護保険制度又は障害者支援費制度のデイサービスの利用を選択可能とする旨の旨であり、この点についても現行で対応可能なのか、確認し回答を求めたい。	D-1		特定疾病による障害を有する40歳以上65歳未満の障害者や65歳以前から引き続き障害者施策で実施されているデイサービスを受ける者が、障害者に固有のサービスを希望し、これらの固有のサービスの提供が必要であると認められる場合には、当該サービスにおいて給食や入浴といった介護保険の通所介護(デイサービス)と共通する部分があったとしても、社会適応訓練等と給食等を一体として障害者デイサービスとして利用を認めると差し支えないこととしていることである。				2168010	越谷市(11222)	越谷市デイサービス 特区	介護保険第2号被保険者による障害者支援費制度におけるデイサービス利用の容認	
090480	知的障害者による痴呆性高齢者グループホームの利用可能化	C		痴呆性高齢者と知的障害者を混合処遇することについては、その効果や問題点について、十分な科学的検証が行われておらず、まずは、ケアの手法として科学的に実証されたエビデンスを収集することが必要とされている。 短期入所生活介護(ショートステイ)への知的障害者の受け入れについては、全国的に対応する予定であるが、ショートステイはあくまで生活の本拠が在宅にある一時的な入所サービスであるのに対し、痴呆性高齢者グループホームは生活の本拠が在宅から当該グループホームへ移行するものであり、入居者の生活そのものに与える影響が異なる。	短期入所生活介護への知的障害者の受け入れについては、「混合利用については、常に利用者が変わるショートステイの方が問題が多く、グループホームでは問題は少ないと考えられる」との意見もあること。提案者の要望は、知的障害者グループホームの設置が困難な場合、かつ痴呆性高齢者グループホームの定員に空きがある場合に、比較的高齢の知的障害者の利用を可能とするものであり、この点を踏まえ、要望を実現できないが再度検討し、認める場合に必要とされるケアについての十分な専門性とサービス提供体制を含め回答を求めたい。	C		ショートステイの方が問題が多く、グループホームでは問題が少ないことについての十分な科学的実証が行われておらず、また、知的障害者グループホームの設置が困難な場合、かつ痴呆性高齢者グループホームの定員に空きがある場合という条件を付けたとしても、混合処遇することには変わりがない。 ショートステイは、あくまで生活の本拠が在宅にあるもので、問題が発生した場合はすぐにサービスの利用を中止することが可能だが、グループホームは生活の本拠が当該グループホームへ移行するものであり、問題が発生した場合に新たな生活の本拠を探すことは困難であると考えられる。	提案主体からの意見では、「現在在宅から生活の本拠が移っている特別養護老人ホームでは、痴呆性高齢者と要介護状態である知的障害者が同時に入所し、さらに同居で生活を営んでいるケースが多々見られ、」本県の調査では、121施設中41施設で同時入所の経験があり、現在、32施設で知的障害者57人が同時入所している。が、「その同時入所経験のある41施設の90%以上の施設では特に問題はなく、また、他の施設においても知的障害者に対する個別の処遇を考慮することにより、問題なく痴呆性高齢者と知的障害者が同居生活を送っている」とあり、この点を踏まえ、要望を実現できないが、検討し回答するとともに、仮にグループホームで知的障害者を受け入れることで何らかの問題が生じるのであれば、科学的検証、エビデンス、学会の意見等に基づき説明された。	C			1016010	千葉県(12000)	健康福祉千葉特区	知的障害者が介護保険法による痴呆性高齢者グループホームを利用できるよう、当該グループホームを知的障害者地域生活支援事業所に指定するなどの指定基準の緩和
090490	精神障害者による高齢者向け住宅・施設の利用可能化	D-1		ケアハウスは、60歳以上の者であって、自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者が入所する施設であり、この要件に該当すれば、精神障害者であっても入所は可能である。									2036040	財団法人正光会(50060)	総合精神医療・保健・福祉特区計画	高齢化する社会的入院者の社会復帰(居住)促進のために高齢者向け住宅に精神障害者を対象とする高齢者住宅法の規制緩和
090500	株式会社等による特別養護老人ホーム経営の解禁	D-1 D-2		現行制度においても有料老人ホーム、ケアハウスが特別養護老人ホームと同等の介護サービスを提供する場合には、「特定施設入所者介護」として、介護保険の給付の対象としていることである。また、これらについては、経営主体の法人格の種類の制限は設けられていない。 また、特別養護老人ホームについては、昨年12月に成立した構造改革特別区域法で、特区においてP/F方式又は公設民営方式の下で、株式会社等による運営を認めることとしたところである。これは、特別養護老人ホームが、専らたりや痴呆などの要介護高齢者が長期にわたって入所し、介護サービスを受けられるための施設であることにより、閉鎖的な運営を認めるために、自治体が一時的な期間を行うことのできる方式に限り、特区において試行的に、自治体及び社会福祉法人以外の主体にも特別養護老人ホームの経営を認めることとしたものである。今回のご提案は、この特例措置の効果・影響を評価することなく、「施設設置者の対象を株式会社まで広げる」というものであり、認められない。 なお、有料老人ホームが提供する特定施設入所者生活介護の介護報酬は特別養護老人ホームの介護報酬を比較した際、前者は後者に劣る。前者は居宅介護サービスに該当するため、保険給付の対象としており、後者は施設サービスに該当するため、保険給付の対象としていない。この点に留意し、サービスを受ける必要性の観点から優先的に入所に認めようという趣旨を踏まえ、特別養護老人ホームについては、例えば、20人という小規模な形での整備も可能である。	提案者の要望は、特別養護老人ホームとケアハウス等では、経営主体の法人格の種類の制限は設けられていない。また、特別養護老人ホームについては、昨年12月に成立した構造改革特別区域法で、特区においてP/F方式又は公設民営方式の下で、株式会社等による運営を認めることとしたところである。これは、特別養護老人ホームが、専らたりや痴呆などの要介護高齢者が長期にわたって入所し、介護サービスを受けられるための施設であることにより、閉鎖的な運営を認めるために、自治体が一時的な期間を行うことのできる方式に限り、特区において試行的に、自治体及び社会福祉法人以外の主体にも特別養護老人ホームの経営を認めることとしたものである。今回のご提案は、この特例措置の効果・影響を評価することなく、「施設設置者の対象を株式会社まで広げる」というものであり、認められない。 なお、ケアハウス等が提供する特定施設入所者生活介護の介護報酬は特別養護老人ホームの介護報酬を比較した際、前者は後者に劣る。前者は居宅介護サービスに該当するため、保険給付の対象としており、後者は施設サービスに該当するため、保険給付の対象としていない。この点に留意し、サービスを受ける必要性の観点から優先的に入所に認めようという趣旨を踏まえ、特別養護老人ホームについては、例えば、20人という小規模な形での整備も可能である。	D-1 D-2		現行制度においても有料老人ホーム、ケアハウスが特別養護老人ホームと同等の介護サービスを提供する場合には、「特定施設入所者介護」として、介護保険の給付の対象としていることである。また、これらについては、経営主体の法人格の種類の制限は設けられていない。 また、特別養護老人ホームについては、昨年12月に成立した構造改革特別区域法で、特区においてP/F方式又は公設民営方式の下で、株式会社等による運営を認めることとしたところである。これは、特別養護老人ホームが、専らたりや痴呆などの要介護高齢者が長期にわたって入所し、介護サービスを受けられるための施設であることにより、閉鎖的な運営を認めるために、自治体が一時的な期間を行うことのできる方式に限り、特区において試行的に、自治体及び社会福祉法人以外の主体にも特別養護老人ホームの経営を認めることとしたものである。今回のご提案は、この特例措置の効果・影響を評価することなく、「施設設置者の対象を株式会社まで広げる」というものであり、認められない。 なお、ケアハウス等が提供する特定施設入所者生活介護の介護報酬は特別養護老人ホームの介護報酬を比較した際、前者は後者に劣る。前者は居宅介護サービスに該当するため、保険給付の対象としており、後者は施設サービスに該当するため、保険給付の対象としていない。この点に留意し、サービスを受ける必要性の観点から優先的に入所に認めようという趣旨を踏まえ、特別養護老人ホームについては、例えば、20人という小規模な形での整備も可能である。					2121010	株式会社セゾスコム コミュニケーション	特別養護老人ホームの設置・運営法人の拡大	特別養護老人ホームの設置・運営法人の拡大

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 措置の分類の見直し	13. 措置の内容の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 措置の分類の見直し	17. 措置の内容の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
090500	株式会社等による特別養護老人ホーム経営の解禁	D-1 D-2		<p>現行制度においても有料老人ホーム、ケアハウスが特別養護老人ホームと同等の介護サービスを提供する場合には、「特定施設入所者介護」として、介護保険の給付の対象としているところであり、また、これらについては、経営主体の法人格の種類に制限は設けていない。</p> <p>なお、PFI方式には、民有地活用型もあり、必ずしも公有地を前提とするものではない。また、特別養護老人ホームについては、昨年12月に成立した構造改革特別区域法で、特区においてPFI方式又は公設民営方式の下で、株式会社等による運営を認めることとしたところである。これは、特別養護老人ホームが、寝たきりや痴呆などの要介護高齢者が長期間にわたって入所して介護サービスを受けるための施設であることから、こうした利用者の保護を図るために、自治体が一定の関与を行うことのできる方式に限り、特区において試行的に認めることとしたものである。今回のご提案は、この特例措置の効果・影響を評価することなく、「民間事業者の参入を認める」というものであり、認められない。</p>	<p>提案者の要望は、特別養護老人ホームとケアハウス等では同等の介護サービスを提供しているが、介護報酬の給付対象範囲が異なることにより利用者負担に差ができることや、現在特区において認められているPFI方式等では、補助金交付の手続き等が煩雑であることなどにより、特別養護老人ホームの設置が進みにくいことを踏まえ、経済的基礎と社会的信用があること、経営破綻時の承継先についてあらかじめ確保先を確保すること、第三者評価により経営内容を公開評価すること等を条件とし、かつ、施設整備費補助金を受けず、株式会社による民営運営を認めるものであり、この点を踏まえ、要望を実現できないが、再度検討し回答されたい。</p>	D-1 D-2		<p>現行制度においても有料老人ホーム、ケアハウスが特別養護老人ホームと同等の介護サービスを提供しているが、介護報酬の給付対象範囲が異なることにより利用者負担に差ができることや、現在特区において認められているPFI方式等では、補助金交付の手続き等が煩雑であることなどにより、特別養護老人ホームの設置が進みにくいことを踏まえ、経済的基礎と社会的信用があること、経営破綻時の承継先についてあらかじめ確保先を確保すること、第三者評価により経営内容を公開評価すること等を条件とし、かつ、施設整備費補助金を受けず、株式会社による民営運営を認めるものであり、この点を踏まえ、要望を実現できないが、再度検討し回答されたい。</p>					2218010	志木市(11228)	特別養護老人ホーム設置法人の規制の緩和	特別養護老人ホーム設置法人の規制緩和
090510	指定介護老人福祉施設の指定要件の追加	D-1		<p>現行制度においても、有料老人ホーム、ケアハウスは、自立高齢者から要介護高齢者まで、利用者の状況に応じた様々な介護サービスの提供が可能であり、特別養護老人ホームと同等の介護サービスを提供する場合には、「特定施設入所者介護」として、介護保険の給付の対象としているところである。また、これらについては、経営主体の法人格の種類に制限は設けていない。よって、これらを活用することにより、利用者を要介護高齢者に限定しない施設を創るといふご提案は実現可能である。</p>									2217010	埼玉県志木市(11228)	志木市型高齢者福祉施設	指定介護老人福祉施設に関する指定要件の追加
090520	定員要件の引き下げ等による小規模な短期入所生活介護事業所の容認	D-1		<p>基準該当短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人未満とすることができることとしている。</p>									2088010	大垣市(21202)	地域密着型小規模介護保険事業所創設特区	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の緩和
090530	指定通所介護事業所等の静養室における緊急ショートステイの容認	D-1		<p>指定短期入所生活介護事業者は、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者以上の利用者に対して同時にサービスを提供してはならないこととされているが、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、サービスの提供を認めている。</p> <p>この場合においては、併設する特別養護老人ホームの静養室を利用することも可能である。ただし、指定通所介護事業所の静養室においては、夜間対応が十分に成されるか疑問であり、利用者に対する指定通所介護の提供にも支障があると考えられるため、原則として認められない。</p>									2169010	越谷市(11222)	越谷市緊急ショートステイ(越短期宿泊)特区	指定通所介護事業所等の静養室における緊急ショートステイの容認
090540	指定居宅サービス事業者の指定権限の市町村長への委譲	D-1		<p>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定権限の市町村長への委譲が認められている。</p>									2037011	稲城市(13225)	介護のまちづくり特区	指定居宅サービス事業者の指定権限の市町村長への委譲
090550	市町村介護保険事業計画に基づく(痴呆対応型)共同生活介護及び特定施設入所者生活介護の指定制限の導入	C		<p>現在、介護保険法(平成9年法律第123号)附則第2条に基づいた介護保険制度全般に関する検討を社会保障審議会介護保険部会において行っているところであり、当該部会における議論を通じて、本件提案も含めて検討してまいりたい。</p>									2037012	稲城市(13225)	介護のまちづくり特区	市町村介護保険事業計画に基づく(痴呆対応型)共同生活介護及び特定施設入所者生活介護の指定制限の導入
090600	痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護の介護報酬を上限とした市町村による独自設定の可能化	C		<p>現在、介護保険法(平成9年法律第123号)附則第2条に基づいた介護保険制度全般に関する検討を社会保障審議会介護保険部会において行っているところであり、当該部会における議論を通じて、本件提案も含めた市町村の保険者機能のあり方について検討して参りたい。</p>	<p>提案者の要望は、高齢化率が全国平均よりも低い市町村において、市町村が介護保険事業計画で定める量にかかわらず、事業者の新規参入によるグループホーム、有料老人ホーム等の増加と保険料の上昇が見込まれるケースについての市町村の保険者機能のあり方については、関連する住所地特例のあり方、事業者指定のあり方とともに、当該提案も含めて、介護保険制度全般に関する検討を行っている社会保障審議会介護保険部会で検討して参りたい。</p> <p>なお、事業者のサービス提供量に比べ介護サービスに対するニーズが低い地域で市場価格が低いと考えられる場合は、実際にサービス提供に要した費用が介護報酬の基準より低い場合と、事業者による割引価格の設定が認められているところである。</p>	C		<p>市町村が介護保険事業計画で定める量にかかわらず、事業者の新規参入によるグループホーム、有料老人ホーム等の増加と保険料の上昇が見込まれるケースについての市町村の保険者機能のあり方については、関連する住所地特例のあり方、事業者指定のあり方とともに、当該提案も含めて、介護保険制度全般に関する検討を行っている社会保障審議会介護保険部会で検討して参りたい。</p> <p>なお、事業者のサービス提供量に比べ介護サービスに対するニーズが低い地域で市場価格が低いと考えられる場合は、実際にサービス提供に要した費用が介護報酬の基準より低い場合と、事業者による割引価格の設定が認められているところである。</p>					2037020	稲城市(13225)	介護のまちづくり特区	居宅介護サービス費の支給及び居宅支援サービス費の支給の特例

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12.措置の分類の見直し	13.措置の内容の見直し	14.各省庁からの再検討要請に対する回答	15.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16.措置の分類の見直し	17.措置の内容の見直し	18.各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
090560	移送サービスのみを実施する訪問介護事業者の指定要件の緩和	D-1	-	「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」(100単位)の算定については、タクシー会社のみ適用されるものではなく、NPO法人についても適用される。また、指定訪問介護事業者については、介護等のうち特定の援助(例えば、乗車又は降車の介助)に偏ることがあってはならないこととされているが、基準該当訪問介護事業者については、当該規制が緩和されている。また、基準該当訪問介護事業者については、人員に関する基準も緩和されている。	提案者の要望は、移送介護のみを提供する訪問介護事業者について、サービス提供者に係る基準等を緩和するものであり、この点についても現行で対応可能なか、確認し回答されたい。	D-1	-	基準該当訪問介護事業所については、人員に関する基準も緩和されており、訪問介護員等 3人以上 サービス提供者については、常勤である必要はないこととされている。ただし、サービスの質を確保する観点から、サービス提供責任者を無資格の管理者とすることについては認められない。					2259020	特定非営利活動法人 ユートピア城通(50080)	福祉コミュニティ特区	福祉コミュニティ特区
090570	介護老人保健施設における授産就労の容認	E	-	介護老人保健施設に癒し系ロボット等を導入することについては、特段の規制は存在しない。また、施設内で製作した手工芸品などを販売することについても、特段の規制は存在しない。									2188010	個人(50010)、個人(50010)、個人(50010)、個人(50010)、個人(50010)、個人(50010)、株式会社としげん(都市環境文化研究所)(50020)、三菱電機株式会社(50020)、株式会社 国際電気通信基礎技術研究所(ATR)	介護老人保健施設のためのIT活用モデル特区	介護老人保健施設における授産就労の許可
090580	介護老人保健施設へのバーチャルパチンコなどの懸賞付きゲームの導入	E	-	料金を徴収しなければ、介護老人保健施設にIT技術を使ったバーチャルパチンコなどのゲームを導入することについては、特段の規制は存在しない。									2188020	個人(50010)、個人(50010)、個人(50010)、個人(50010)、個人(50010)、個人(50010)、株式会社としげん(都市環境文化研究所)(50020)、三菱電機株式会社(50020)、株式会社 国際電気通信基礎技術研究所(ATR)	介護老人保健施設のためのIT活用モデル特区	介護老人保健施設へのバーチャルパチンコなどの懸賞付きゲームの導入
090590	介護老人保健施設の介護職員等について癒し系ロボットやネットロボットでの代替容認	C	-	介護老人保健施設に癒し系ロボット等を導入することについては、特段の規制は存在しないが、現時点において、施設職員の業務を癒し系ロボット等で代替できるという実証例を承知しておらず、人員に関する基準を緩和することは困難である。									2188030	個人(50010)、個人(50010)、個人(50010)、個人(50010)、個人(50010)、個人(50010)、株式会社としげん(都市環境文化研究所)(50020)、三菱電機株式会社(50020)、株式会社 国際電気通信基礎技術研究所(ATR)	介護老人保健施設のためのIT活用モデル特区	介護老人保健施設の人員に関する基準の緩和
090610	指定通所介護事業所における10時間以上の延長サービスの介護報酬の算定可能化	D-1	-	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第96条第3項第2号において、指定通所介護事業者は、指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るもの提供に供し必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る費用を超える費用の支払いを利用者から受けることができることとされており、10時間以上の延長サービスを行うことは、利用料の徴収によって可能である。介護保険法第62条において、市町村は要介護被保険者等に対し、保険給付のほか、条例で定めることにより、市町村特別給付を行うことができることとされており、当該制度を活用することも可能である。									2227010	滋賀県	介護保険暮らし安心滋賀特区	介護保険制度の指定通所介護事業所における10時間以上の延長サービスの介護報酬の算定

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 措置の分類の見直し	13. 措置の内容の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 措置の分類の見直し	17. 措置の内容の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)	
090620	株式会社やNPO法人等が宅幼老所を設置する場合における既存の社会福祉施設の無償譲渡又は貸与の容認	C D-1 F		社会福祉サービスの基盤の整備については、地域の需要に応じたサービスの拡充の必要性の観点から、既存の社会福祉施設等の効率的活用を図るため、福祉各法の規定に基づき設置され、国庫補助事業完了後10年を超える期間を経過した、同一事業者における社会福祉施設等への転用、地方公共団体又は社会福祉法人への無償譲渡又は貸与とあって、同一事業を継続する場合(社会福祉施設等の事業を継続するもの)については、すでに当該財産処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要としているところである。今回の要望にある宅幼老所が、社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)金交付要綱において国庫補助対象として位置付けられないものであれば、国庫納付を経ずその転用、譲渡及び貸与を認めることは、国から国庫補助対象外施設への公金の移動若しくは贈与と同様のものと認めざるを得ないことから、今回の特区に関する要望に応えることはできない。しかしながら、転用先の施設が国庫補助対象として位置付けられるものであれば、当該施設を公立施設とした上でその経営を株式会社、NPO法人に委託する場合には、国庫納付は不要である。	提案主体の要望は、社会福祉施設等施設整備費等の交付要綱において国庫補助対象として位置付けられているか否かに関わらず、個別ケースに合ったケアサービスの提供を目的とした小規模ケア施設を株式会社やNPO法人等が設置する場合に、社会福祉法人が補助金を受けて取得した財産を当該株式会社等に無償譲渡することを容認するものであり、この点を踏まえ、資産の安易な流出を防ぎ、事業を安定的・継続的に経営していくことが担保される場合には要望を実現できないが、再度検討し回答されたい。	C F		国の補助金等は、補助目的達成のために支出されるものであることから、補助目的どおりに使用することが原則である。社会福祉施設等施設整備費等(以下「施設整備費」という。)は、地方公共団体等が整備する施設整備及び設備整備に要する費用の一部を負担(補助)することにより、保育に欠ける児童、介護を要する老人等社会的支援を高度にする者の福祉の向上を図ることを目的として交付されているものである。今回の要望にある「宅幼老所」は、専らこうした者を対象としたものではなく、現行の施設整備費の対象とする施設とはなっていないと考えられる。今回の要望にもあるような補助対象となっていない施設への転用を認めることは、新たに当該施設を交付対象として追加し、財政支援を行うに等しいことから、許されないものである。	補助金等の当初の補助目的を達成し、又は遊休化等している施設について、株式会社等が設置する宅幼老所や障害者小規模作業所等の、社会福祉法に規定する社会福祉事業には該当しないが、各地域の状況に合わせた社会福祉の向上を目的としており、社会的に整備の必要性が高まっている施設に転用する場合には、要望を実現できないが、検討し回答されたい。	C F		補助金等の当初の目的を達成し、又は遊休化等している施設については、国庫納付を経ずその転用、譲渡及び貸与を認めることは、国から国庫補助対象外施設への公金の移動若しくは贈与と同様のものとなるので認められないが、国庫納付を経れば何ら制限はない。また、社会福祉施設等施設整備費については、真に整備が必要な施設を補助対象としているものであり、「宅幼老所」等の施設は専ら社会的支援を高度にする者を対象とした施設等ではないために社会福祉事業に該当しないものであり、国庫納付を経ない転用を認めることは、国庫補助対象外施設への公金の移動若しくは贈与と同様のものと認めざるを得ないため認められない。なお、国庫納付を経るもののほか、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成13年7月12日厚生労働省告示第239号)で定める期間を経過したのものについては、国として何ら制限を設けていない。	2057010	長野県(20000)	社会福祉施設の有効利用特区	社会福祉施設の有効利用特区	
090630	社会福祉法に基づく第三者委員の設置義務の緩和	D-1		第三者委員については、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月7日付閣第452号、社援第1352号、老514号、児575号)において、福祉サービスを提供する経営者が自ら苦情解決に積極的に取り組む際の参考として苦情解決の体制や手順等を技術的助言として通知しているものであり、今回の要望に関しては、オンブズパーソンを第三者委員と同様の位置付けにする等その弾力的な運用により対応可能であると考える。									2170010	越谷市(11222)	社会福祉サービスに関する苦情解決特区	社会福祉法に規定する第三者委員の設置義務の緩和	
090640	完全オゾン処理施設における浴槽水の管理規制の緩和	E		循環式浴槽等におけるレジオネラ菌汚染の防止については、「社会福祉施設におけるレジオネラ菌防止対策」(平成11年11月26日付社援第47号)及び「公衆浴場における衛生等管理要領等について」(平成12年12月15日付生衛発第1811号通知)において、衛生管理等について現時点における望ましい対応方針等を技術的助言として通知しているものであり、所轄庁の行う指導を拘束するものではなく、国としては、今回の要望に即しては、その弾力的な運用により対応可能であると考える。										2026010	社会福祉法人上伊那福祉協会(50050)	非塩素完オゾ推進特区	非塩素完オゾ推進特区
090650	介護施設の定員の引き下げ	A		特区として、現行の介護施設の定員要件を緩和する。										2036020	財団法人正光会(50060)	総合精神医療・保健・福祉特区計画	社会的入居者の退院促進のために小舎性介護施設を設置運営するために生活保護法の規制緩和
090661	輸入食品等の検査業務のフルオープン化	D-1F		現在の人員体制では、港湾の24時間フルオープン化に対応したシフト勤務を実施することは困難であるが、今後も事前届出制度の活用等効率化を図りつつ適切に対応するとともに、平成16年度の予算要求においても、24時間フルオープン化に対応できるよう輸入食品監視支援システム(FAINS)の更改、構造改革特区に指定されている主要港湾(東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、福岡)を所管する窓口の食品衛生監視員の増員を要求することとしている。										1014070	横浜市(14100)	国際物流特区	輸入食品等の検査業務のフルオープン化
090662	輸入食品等の検査業務の体制強化・迅速化	D-1		モニタリング検査は、試験結果の判定を待たずに輸入手続きを進めることができるもので、貨物の流通を妨げるものではない。なお、要請者の横浜市においても、モニタリング検査が貨物の流通を妨げるものではないこと、及び食品等輸入届出手続について、多の場合は事前届出制度等により、食品等の輸入貨物が滞留することはないことについてご承知いただいている。										1014090	横浜市(14100)	国際物流特区	輸入食品等の検査業務の体制強化・迅速化
090670	検査法上の未指定港における無検疫の容認	D-1		検査手続は本邦に帰航する際の最初の港で行うこととなっているため、開港法上の開港であることが必要である等、一定の基準を満たしている港については、検査港に指定されていない港についても、無検疫の対象港に指定しているところである。今後は、当該港の入港実績、体制の整備状況等を勘案しながら、無検疫対象港としての指定を考慮して参りたい。										2103020	福井県(18000)	福井港湾物流特区	検査法上の未指定港に関する規制の緩和
090680	自家牧場の生乳のみを使用しチーズを生産する場合における無殺菌生乳の使用の容認	D-1		未殺菌乳を使用した乳・乳製品による食中毒が国際的に発生しており、原因となるリステリア菌等の病原細菌は広く環境に分布していることから、ナチュラルチーズの製造にあたっては製造工程中で加熱殺菌を行うが、殺菌乳を原料とすることが望ましいと考え、通知により指導しているところであるが、病原細菌による汚染防止措置が適切に講じられていると確認される場合には、未殺菌乳を原料とする製造も可能と考えている。	提案者の要望は、農場とチーズ生産場所が同じ敷地又は周辺にあって、バルククーラーを備え、原料乳の生産からチーズの販売までを一貫して行う酪農家が、朝夕に搾乳した1回の原料乳を使用しているチーズを製造する間に、フランスのA、O、C(原産地呼称制度)基準に準じて、最初の搾乳が620時間以内にレンネット(凝集酵素)を添加する場合には、未殺菌乳を原料として製造するものであり、この点についても現行で対応可能なが、確認し回答されたい。	D-1		ナチュラルチーズから食中毒であるリステリア菌が検出された場合には、食品衛生法第4条第3号違反として取扱いあり、提案者の製造方法によりナチュラルチーズを製造した場合にはリステリア菌に汚染されないことを保証することはできない。そのため、安全なナチュラルチーズを製造するための方法については科学的な検討が必要である。			2060010	長野県(20000)	チーズ製造における無殺菌生乳の使用特区	チーズ製造における無殺菌生乳の使用特区			

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12.措置の分類の見直し	13.措置の内容の見直し	14.各省庁からの再検討要請に対する回答	15.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16.措置の分類の見直し	17.措置の内容の見直し	18.各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)	
090690	食品衛生管理者資格認定講習会の受講資格及び指定基準(食品衛生法第19条の食品衛生管理者認定要件の緩和について)	D-1		各事業者による食品の安全性の自主管理を促進する趣旨で設置される食品衛生管理者については、各人の学歴等に応じ、資格要件が複数設けられている。高等学校卒業生については、食品衛生上の危害の発生を防止するという責務に必要な衛生管理の実務を熟知する必要から、1年の実務経験が要求されている。また、講習会においては、食品衛生管理者に必要な知識を習得する観点から、毒物学、食中毒学、食品学等の科目について200時間程度の履修を義務づけており、その履修にあたっては、1ヶ月程度の受講期間が必要となっている。本講習会においては、その実施にあたり、例えば、30日の講習を10日ずつ3回にわたり分割して開催することも制度上は可能となっており、また、講習会の実施主体は既に広く民間団体に開かれている。なお、平成15年度末に講習会を指定制度から登録制度に改めるとしており、その際、開催地の選択等受講希望者に対する機会の拡充についても検討してまいりたい。									2252010	個人		食品衛生法第19条に係る食品衛生管理者認定要件の緩和について	食品衛生法第19条に係る食品衛生管理者認定要件の緩和について
090700	リゾートマンションを福利厚生目的で利用する場合には旅館業法の適用除外	C		提案者の厚生施設においては、施設の維持管理責任は、営業者が負っており、会員数311万人を有する特定多数に対し、役務を提供する以上、ホテル、旅館と同様の衛生規制を課す必要があるため。	提案者の要望は、空室率が上昇しているリゾートマンションを活性化させる観点から、法人が自社の従業員を対象として利用する場合や、福利厚生専門会社がその会員を対象として利用する場合など、特定の人間が福利厚生目的で利用する場合には、旅館業に該当しないとするものであり、この点を踏まえ、要望を実現できないか、再度検討し回答されたい。			本要請は、2,500社100万人を予定する不特定多数の会社の従業員や会社以外の会員を対象として、宿泊施設の利用料を徴収するものであり、公衆衛生上、当該施設設備の衛生管理の責任は、他のホテル、旅館と変わらず、営業者として施設を経営管理している者が負うべきであるので、このような営業者は旅館業法の対象とすべきである。				2027010	株式会社ベネフィット・ワン(50020)	リゾートマンションリバイバルプラン-福利厚生利用による地域経済活性化-	リゾートマンションにおける旅館業法の緩和	リゾートマンションにおける旅館業法の緩和	
090710	地区集会所に都市住民を宿泊させる場合における旅館業法の適用除外	D-1		食事の実費相当額又は社会通念上食事と認められる額しか徴収しないときは、旅館業法の適用対象とはならないと解釈している(昭和33年3月10日付け衛生課第29号厚生省環境衛生部長回答)。									2181020	兵庫県(28000)、加美町(28362)、八千代町(28363)、青垣町(28643)	多自然居住促進特区	地区集会所において都市住民を宿泊させる場合の旅館業法の適用除外	
090720	仮設興行場に係る構造設備基準の特例の適用範囲の拡大	D-1		一定の季節に限り、また短期間に限り経営される仮設興行場は、臨時的な興行場の経営であるという意味において原則的な基準には適合していても、公衆衛生上支障がない限り、都道府県知事のしんしゃく、認定である自由裁量行為によって特定の許可される性質のものであると解釈している(昭和31年12月19日付け厚生省公衆衛生局環境衛生部長回答)。									2166090	横浜市(14100)	文化芸術創造交流特区	仮設興行場の構造設備基準の特例適用の範囲拡大	
090730	狂犬病予防員、捕獲人の任命権等の市町村長への委譲	A		A 狂犬病予防員について、法令で定める要件(獣医師である職員)を満たし、かつ、予防員についての人員費、抑留にかかる経費等を提案主体の負担とすることを条件に、狂犬病予防員の任命、捕獲人の指定、次の抑留等の権限を市町村に委譲する。									2046010	新冠町(1604)	狂犬病予防特区	狂犬病予防法第6条(抑留)の徹底	
090740	委託警備員による死亡届に基づく埋火葬許可証の発給の否認	E		市町村長は、埋火葬の許可権限を有している(墓地、埋葬等に関する法律第5条)。その権限に属する事務は吏員又その管理に属する行政庁に委任できるとされている(地方自治法第153条)。また、埋火葬の許可は、人の身分に係るもので、戸籍事務官等である市町村長(戸籍法第1条第1項)が死亡届の受理とともに行う必要がある。そのため、委託警備員が埋火葬許可証を発給できないのであって、墓地、埋葬等に関する法律が提案の障害になっているものではない。									2215150	志木市(11228)	地方自治解放特区	死亡届に基づく埋火葬許可証の発給の拡大	
090750	満15歳に満たない演劇子役の就労可能時間の延長	C		労働基準法は、児童の福祉及び道徳を保護し、その心身の正常な発育を図る必要があること、交渉力の不足から生ずる不当な圧迫より保護する必要があること及び児童の教育を阻害しないようにする必要があることから、子役を含めて午後8時以降の児童の使用を禁止している。したがって、子役の就業可能時間に係る現行法制を延長することは適当ではなく、児童の就労時間を緩和することは適当でない。	提案者の要望は、子役の就労可能時間が午後8時までとなっていたために、子役が出演する演劇等の開演時間が午後5時前後となり、一般勤労者の観劇を妨げ、子役の出演機会を減少させていることを踏まえ、子役に過重な負担とならないこと、保護者及び学校の理解の下で本人の意思によること、子役の教育を阻害しないこと等に十分な配慮を行った上で、午後10時まで就労可能とするものであり、この点を踏まえ、児童の就労一般についてはなく、演劇子役という限定で要望を実現できないか、再度検討し回答されたい。			労働基準法は、義務教育を修了するまでの児童について使用してはならないとしているが、例外として、非工業的事業に係る職業については13才以上の児童について、また演劇子役については13才に満たない児童であっても、その健康・福祉に有害でない(軽微なものについては、行政官庁の許可を受ければ使用できることとしている。このように、法は、演劇子役の就業については、使用できる最低年齢という形で一定の配慮をしているところである。一方、就業可能時間については、行政官庁の許可を受けて使用する義務教育修了までの児童については、児童の福祉及び道徳を保護し、その心身の正常な発育を図る必要があること、交渉力の不足から生ずる不当な圧力より保護する必要があること及び児童の教育を阻害しないようにする必要があることから、一律に午後8時以降の使用を禁止しているものである。特区として地域や事業実施主体を限定することなどにより、子役に過重な負担とならないこと、保護者及び学校の理解の下で本人の意思によること、子役の教育を阻害しないこと等の担保措置を講ずることは可能。以上の点を踏まえ、要望を実現できないか、検討し回答されたい。	労働基準法は、児童の福祉及び道徳を保護し、その心身の正常な発育を図る必要があること、交渉力の不足から生ずる不当な圧迫より保護する必要があること及び児童の教育を阻害しないようにする必要があることから、子役を含めて午後8時以降の児童の使用を禁止している。この点に対し、文化芸術を担う者の養成・確保等が求められており、また、関係団体や自治体から演劇興行の特性を踏まえた要望がなされていること等を踏まえて、演劇子役の就労可能時間については、全国的な措置として、現行の午後8時から午後9時までに延長することを検討し、措置する。ただし、児童の福祉及び道徳を保護し、その心身の正常な発育を図る必要がある等の労働基準法の趣旨を踏まえ、上記就労可能時間の延長に当たっては、児童への悪影響を最小限にとどめる必要があることに留意する。			2166010	横浜市(14100)	文化芸術創造交流特区	満15歳に満たない子役の就業可能時間の延長		
090750	満15歳に満たない演劇子役の就労可能時間の延長	C		労働基準法は、児童の福祉及び道徳を保護し、その心身の正常な発育を図る必要があること、交渉力の不足から生ずる不当な圧迫より保護する必要があること及び児童の教育を阻害しないようにする必要があることから、子役を含めて午後8時以降の児童の使用を禁止している。したがって、子役の就業可能時間に係る現行法制を延長することは適当ではなく、児童の就労時間を緩和することは適当でない。	提案者の要望は、子役の就労可能時間が午後8時までとなっていたために、子役が出演する演劇等の開演時間が午後5時前後となり、一般勤労者の観劇を妨げ、子役の出演機会を減少させていることを踏まえ、子役に過重な負担とならないこと、保護者及び学校の理解の下で本人の意思によること、子役の教育を阻害しないこと等に十分な配慮を行った上で、午後10時まで就労可能とするものであり、この点を踏まえ、児童の就労一般についてはなく、演劇子役という限定で要望を実現できないか、再度検討し回答されたい。			労働基準法は、義務教育を修了するまでの児童について使用してはならないとしているが、例外として、非工業的事業に係る職業については13才以上の児童について、また演劇子役については13才に満たない児童であっても、その健康・福祉に有害でない(軽微なものについては、行政官庁の許可を受ければ使用できることとしている。このように、法は、演劇子役の就業については、使用できる最低年齢という形で一定の配慮をしているところである。一方、就業可能時間については、行政官庁の許可を受けて使用する義務教育修了までの児童については、児童の福祉及び道徳を保護し、その心身の正常な発育を図る必要があること、交渉力の不足から生ずる不当な圧力より保護する必要があること及び児童の教育を阻害しないようにする必要があることから、一律に午後8時以降の使用を禁止しているものである。特区として地域や事業実施主体を限定することなどにより、子役に過重な負担とならないこと、保護者及び学校の理解の下で本人の意思によること、子役の教育を阻害しないこと等の担保措置を講ずることは可能。以上の点を踏まえ、要望を実現できないか、検討し回答されたい。	労働基準法は、児童の福祉及び道徳を保護し、その心身の正常な発育を図る必要があること、交渉力の不足から生ずる不当な圧迫より保護する必要があること及び児童の教育を阻害しないようにする必要があることから、子役を含めて午後8時以降の児童の使用を禁止している。この点に対し、文化芸術を担う者の養成・確保等が求められており、また、関係団体や自治体から演劇興行の特性を踏まえた要望がなされていること等を踏まえて、演劇子役の就労可能時間については、全国的な措置として、現行の午後8時から午後9時までに延長することを検討し、措置する。ただし、児童の福祉及び道徳を保護し、その心身の正常な発育を図る必要がある等の労働基準法の趣旨を踏まえ、上記就労可能時間の延長に当たっては、児童への悪影響を最小限にとどめる必要があることに留意する。			2082010	社団法人日本演劇興行協会(50060)	演劇振興特区(子役出演時間延長)	演劇子役の就労可能時間の延長		

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各都府からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 見直し	13. 措置の内容の見直し	14. 各都府からの再検討要請に対する回答	15. 各都府からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 見直し	17. 措置の内容の見直し	18. 各都府からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)	
090760	労働基準法第9条の労働者の定義から、農作業の補助作業を行う従業者を適用除外	C		労働基準法は、憲法第27条第2項(勤務条件法定主義)の規定に基づき、その契約関係の特質から、使用者が優越的に立ちやすい労働契約関係の下で、労働者を保護するために、労働者を「職業の種類を問わず、事業又は事務所を使用する者で、賃金を支払われる者」と定義しつつ、労働安全衛生法・労働者災害補償保険法等他の労働基準関係法令と相まって、労働契約、賃金、労働時間、休息、安全衛生、災害補償その他の労働条件について、一定の規制・規定を設けているところである。したがって、従業者であっても、「労働者」として労働契約関係の当事者となる場合においては、その保護の必要性において何ら変わるものではないことから、従業者のみを労働基準法第9条に規定する労働者の範囲から除外し、労働基準法を含めた労働基準関係法令を適用しないこととするとはできない。	提案者の要望は、高齢農業者や兼業農業者の支援及び就業促進の技術指導の実施のために、JIL提案人材センターによる従業者の確保を円滑にし、従業者を積極的に推進する必要のあることを踏まえ、従業者の労働者適用を除外し、一般労働者でも可能とするものであり、この点を踏まえ、要望を実現できないが、再度検討し回答された。	C		労働保険は、労働基準法上の労働者に対する使用者の災害補償責任を確実に履行するための制度であり、労働基準法上の労働者を使用する全ての事業に適用されるものである。よって、「従業者」についても、その保護の必要性において何ら変わるものではないことから特別扱いする理由はなく、労働保険の適用対象外とするとはできない。					2035010	勝沼町(19304)	勝沼町ぶどうワイン交流特区	農地法、酒税法等の規制緩和による勝沼町ぶどうワイン交流特区	
090770	有料職業紹介事業における求職者の範囲の限定可能化	D-1		有料職業紹介事業者が取り扱う業務の範囲の設定については、その設定方法が差別的取扱いの禁止の趣旨に反する等、違法、不当な職業紹介につながるおそれがない限り認められるものであり、求職者の範囲の限定であっても、こうしたおそれがない限り認められる。									2049010	株式会社キャリア工学ラボ(50020)	有料職業紹介事業における紹介範囲の規制緩和	有料職業紹介事業における求職者紹介範囲の規制緩和	
090781	全求職者からの職業紹介手数料徴収の可能化	C		JLO第181号条約においては、求職者保護の観点から、求職者からの手数料徴収は原則禁止されており、関係する労働者の利益のために、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、特定の種類の労働者及び特定の種類のサービスについて、例外を認めることが出来ることとしている。ご提案のように、求職者からの手数料徴収を自由化し、職種や給与水準にかかわらず徴収を認めることは、求職者保護に欠けることとなる恐れがあり、同条約の批准国である我が国としては困難と考えている。	提案者の要望は、手数料徴収の対象となる職業と賃金の額が限定されていることから、例えば、アウトプレゼンメント会社が提供する紹介サービスの利用を希望している求職者であっても、これらの要件を満たさない限り、個人としてはサービスの提供が受けられないことを踏まえ、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において、「年収要件の引き下げ(年収1200万円超を例え700-800万円超へ)」等を平成15年度中に可及的速やかに行うとされている取組みをさらに一歩進めて、現在の職種及び年収要件を抜本的に見直し、手数料徴収が可能となる求職者の範囲をより一層拡大するものであり、この点を踏まえ、要望を実現できないが、再度検討し回答された。	C		求職者からの手数料徴収の在り方については、労働政策審議会において平成13年8月より本年にかけて行った職業紹介事業制度全体の在り方についての見直しの中で検討したところであるが、給与水準の低い者等からの手数料徴収は、求職者保護に欠けることとなる恐れがあることから、手数料徴収の対象となる求職者の範囲についての一定の限定を維持した上で、科学技術者・経営管理者に係る1200万円の年収要件について、求職者の実状等を踏まえて引き下げるとともに、科学技術者・経営管理者の範囲をより労働市場のニーズを踏まえたものとするという結論を昨年12月に出したところであり、今後、こうした結論に基づいて、同審議会における議論を進める予定である。					2234020	株式会社東京リーガルマインド(50020)	職業紹介等自由化特区	求職者からの職業紹介手数料徴収を可能とする	
090782	求職者からの職業紹介手数料徴収の範囲の拡大	D-3		求職者からの手数料徴収の在り方については、労働政策審議会において平成13年8月より本年にかけて行った職業紹介事業制度全体の在り方についての見直しの中で検討したところであるが、給与水準の低い者等からの手数料徴収は、求職者保護に欠けることとなる恐れがあることから、手数料徴収の対象となる求職者の範囲についての一定の限定を維持した上で、科学技術者・経営管理者に係る1200万円の年収要件について、求職者の実状等を踏まえて引き下げるとともに、科学技術者・経営管理者の範囲をより労働市場のニーズを踏まえたものとするという結論を昨年12月に出したところであり、今後、こうした結論に基づいて、同審議会における議論を進める予定である。	提案者の要望は、手数料徴収の対象となる職業と賃金の額が限定されていることから、例えば、アウトプレゼンメント会社が提供する紹介サービスの利用を希望している求職者であっても、これらの要件を満たさない限り、個人としてはサービスの提供が受けられないこととなる恐れがあることから、手数料徴収の対象となる求職者の範囲についての一定の限定を維持した上で、科学技術者・経営管理者に係る1200万円の年収要件について、求職者の実状等を踏まえて引き下げるとともに、科学技術者・経営管理者の範囲をより労働市場のニーズを踏まえたものとするという結論を昨年12月に出したところである。まずは、この結論に基づいて、同審議会におけるより具体的な議論を進めていく(予定である。更なる求職者の範囲の拡大の是非については、この結論に基づき(改正)の施行状況を踏まえて、検討を行う必要があるものと考えている。	D-3		求職者からの手数料徴収の在り方については、労働政策審議会において平成13年8月より本年にかけて行った職業紹介事業制度全体の在り方についての見直しの中で検討したところであるが、給与水準の低い者等からの手数料徴収は、求職者保護に欠けることとなる恐れがあることから、手数料徴収の対象となる求職者の範囲についての一定の限定を維持した上で、科学技術者・経営管理者に係る1200万円の年収要件について、求職者の実状等を踏まえて引き下げるとともに、科学技術者・経営管理者の範囲をより労働市場のニーズを踏まえたものとするという結論を昨年12月に出したところである。まずは、この結論に基づいて、同審議会におけるより具体的な議論を進めていく(予定である。更なる求職者の範囲の拡大の是非については、この結論に基づき(改正)の施行状況を踏まえて、検討を行う必要があるものと考えている。					5102010	(社)日本経済団体連合会		職業紹介における求職者からの手数料規制の更なる緩和	
090790	有料職業紹介事業の届出制	B-C		職業紹介事業の許可制については、労働政策審議会において平成13年8月より本年にかけて行った職業紹介事業制度全体の在り方についての見直しの中で検討したところであるが、有料、無料のいずれについても、不適格な事業者の参入を排除することにより、事業運営の適格性を確保し、求職者の利益を保護する観点から、原則として許可制を維持することが必要であるが、許可制の下で、機動的な事業所の設置を可能とするなどの観点から、許可の単位については事業所単位から事業主単位とし、事業所の設置については、届出制とすることが適当であるとの結論が出され、これを踏まえた職業安定法の改正が今国会において成立したところである(平成16年3月12日までに施行)。 なお、罰則を強化し、違法な事業者を事後的に処罰するのみでは、求職者保護に欠ける事態を防ぐことはできず、本規制を特区において緩和した結果、求職者の保護に欠ける事態が生じた場合、適切な代替措置を講ずることは困難であると考える。									2235020	株式会社東京リーガルマインド(50020)	人材派遣・紹介規制緩和特区	有料職業紹介事業を許可制から届出制へ	
090790	有料職業紹介事業の届出制	B-C		職業紹介事業の許可制については、労働政策審議会において平成13年8月より本年にかけて行った職業紹介事業制度全体の在り方についての見直しの中で検討したところであるが、有料、無料のいずれについても、不適格な事業者の参入を排除することにより、事業運営の適格性を確保し、求職者の利益を保護する観点から、原則として許可制を維持することが必要であるが、許可制の下で、機動的な事業所の設置を可能とするなどの観点から、許可の単位については事業所単位から事業主単位とし、事業所の設置については、届出制とすることが適当であるとの結論が出され、これを踏まえた職業安定法の改正が今国会において成立したところである(平成16年3月12日までに施行)。 なお、罰則を強化し、違法な事業者を事後的に処罰するのみでは、求職者保護に欠ける事態を防ぐことはできず、本規制を特区において緩和した結果、求職者の保護に欠ける事態が生じた場合、適切な代替措置を講ずることは困難であると考える。									2235050	株式会社東京リーガルマインド(50020)	人材派遣・紹介規制緩和特区	人材紹介事業の届出制変更に伴う事後規制(罰則)強化	
090800	任意団体に対する無料職業紹介所の許可	D-1		職業紹介事業の許可の対象については、求職者等に対して損害を発生させた場合等における責任の所在を明確にする必要等から、法人格を持たず責任を負う主体が明らかでない任意団体を許可の対象とすることは、求職者保護に欠ける事態が生じる恐れがあり困難と考えている。 しかしながら、職業紹介事業制度においては、個人も許可の対象となるので、任意団体の代表者も、許可を得ることが可能である。なお、許可の対象となり得る法人類型を特に限定しているものではなく、一般に相当程度の財産的基礎が要求されるような公益法人等に限定せず、例えばNPO法人や中間法人等であっても、許可の対象となることである。										2127010	板橋区(13119)	障害者就業支援にかかわる無料職業紹介所許可特区	板橋区障害者就業支援にかかわる無料職業紹介所に対する無料職業紹介所の許可

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の種類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 措置の分類の見直し	13. 措置の内容の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 措置の分類の見直し	17. 措置の内容の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
090811	無料職業紹介事業の届出制化	B・C		職業紹介事業の許可制については、労働政策審議会において平成13年8月より本年にかけて行った職業紹介事業制度全体の在り方についての見直しの中で検討したところであるが、有料、無料のいずれについても、不適格な事業者の参入を排除することにより、事業運営の適格性を確保し、求職者の利益を保護する観点から、原則として許可制を維持することが必要であるが、許可制の下で、機動的な事業所の設置を可能とするなどの観点から、許可の単位については事業所単位から事業主単位とし、事業所の設置については、届出制とすることが適当であるとの結論が出され、これを踏まえた職業安定法の改正が今国会において成立したところである(平成16年3月12日までに施行)。なお、本規制を特区内において緩和した結果、求職者の保護に欠ける事態が生じた場合、適切な代替措置を講ずることは困難であると考えている。									2234010	株式会社東京リーガルマインド(50020)	職業紹介等自由化特区	無料職業紹介を許可制から届出制へ
090811	無料職業紹介事業の届出制化	B・C		職業紹介事業の許可制については、労働政策審議会において平成13年8月より本年にかけて行った職業紹介事業制度全体の在り方についての見直しの中で検討したところであるが、有料、無料のいずれについても、不適格な事業者の参入を排除することにより、事業運営の適格性を確保し、求職者の利益を保護する観点から、原則として許可制を維持することが必要であるが、許可制の下で、機動的な事業所の設置を可能とするなどの観点から、許可の単位については事業所単位から事業主単位とし、事業所の設置については、届出制とすることが適当であるとの結論が出され、これを踏まえた職業安定法の改正が今国会において成立したところである(平成16年3月12日までに施行)。なお、本規制を特区内において緩和した結果、求職者の保護に欠ける事態が生じた場合、適切な代替措置を講ずることは困難であると考えている。									2235030	株式会社東京リーガルマインド(50020)	人材派遣・紹介規制緩和特区	無料職業紹介事業を許可制から届出制へ
090812	企業を構成員とする社団法人が行う無料職業紹介事業の届出制化	B・C		職業紹介事業の許可制については、労働政策審議会において平成13年8月より本年にかけて行った職業紹介事業制度全体の在り方についての見直しの中で検討したところ、団体としての適正性が他の制度より確保されており、かつ、無料職業紹介事業の対象者が少いこと、事業運営の適格性に問題が少なく考えられることから、特別の法律に基づいて設立された一定の法人については、届出で無料職業紹介事業を行うことができることとする結論が出され、これを踏まえた改正職業安定法が今国会において成立したところであるが、社団法人については、このように一時的に判断することは困難であり、求職者保護の観点から、届出制とすることは困難である。しかしながら、許可制の下で機動的な事業所の設置を可能とするなどの観点から、許可の単位については事業所単位から事業主単位とし、事業所の設置については、届出制とすることが適当であるとの結論が同審議会において出され、これを踏まえた内容が、同改正職業安定法に盛り込まれたところである(平成16年3月12日までに施行)。なお、本規制を特区内において緩和した結果、求職者の保護に欠ける事態が生じた場合、適切な代替措置を講ずることは困難であると考えている。	提案者の要望は、企業を構成員とする社団法人であって、厚生労働省からの委託を受け人員整理等に伴う離職者が多くに再就職できるような情報提供を行うなどの雇用対策に積極的に取り組んでいるものについては、団体としての適正性が民法等に基づき(指導監督等)に確保され、かつ、無料職業紹介事業の対象者が限定されており、事業運営の適格性を確保できるものとして、届出で無料職業紹介事業を可能とするものであり、この点を踏まえ、要望を実現できないか、再度検討し回答された。	B・C		社団法人については、設立許可において、一定の財産的基礎を持つことが要件とされていないことに加え、法人としてどのような事業を本来実施することとなっているかが定款や寄付行為により様々であるため、商工会議所等特別の法律に基づいて設立された法人と異なり、職業紹介事業を実施する上で必要な法人としての適正性が、民法において制度的に担保されているとは言えないと考えられる。また、特定の事業について罰からの委託を受けている社団法人であったとしても、委託を行うか否かは、特定の業務遂行能力に着目して判断されるものであり、それをもって、職業紹介事業を実施する上で必要な法人としての適正性が制度的に担保されているとは言えないものと考えている。このため、求職者保護の観点から、社団法人が行う無料職業紹介事業については、当該法人の適正性や事業運営の適格性について、許可制において個別に判断していく必要があるものと考えている。					5094020	長野県		企業を構成員とする社団法人が行う無料職業紹介事業の許可制から届出制への移行
090821	一般労働者派遣事業の届出制化	B・C		一般労働者派遣事業の許可制については、労働政策審議会において平成13年8月より本年にかけて行った労働者派遣事業制度全体の在り方についての見直しの中で検討したところであるが、労働者派遣事業の適正な運営の確保を図り、派遣労働者の就業条件を確保するため、派遣元事業主に一定の能力を担保する必要があることから、許可制を維持することが必要であるが、許可制の下で、機動的な事業所の設置を可能とするなどの観点から、許可の単位については事業所単位から事業主単位とし、事業所の設置については、届出制とすることが適当であるとの結論が出され、これを踏まえた労働者派遣法の改正が今国会において成立したところである(平成16年3月12日までに施行)。なお、罰則を強化し、違法な事業者を事後的に処罰するのみでは、労働者保護に欠ける事態を防ぐことはできず、本規制を特区内において緩和した結果、労働者の保護に欠ける事態が生じた場合、適切な代替措置を講ずることは困難であると考えている。									2235010	株式会社東京リーガルマインド(50020)	人材派遣・紹介規制緩和特区	一般労働者派遣事業を許可制から届出制へ
090822	一般労働者派遣事業の届出制化に伴う事後規制(罰則)強化	B・C		一般労働者派遣事業の許可制については、労働政策審議会において平成13年8月より本年にかけて行った労働者派遣事業制度全体の在り方についての見直しの中で検討したところであるが、労働者派遣事業の適正な運営の確保を図り、派遣労働者の就業条件を確保するため、派遣元事業主に一定の能力を担保する必要があることから、許可制を維持することが必要であるが、許可制の下で、機動的な事業所の設置を可能とするなどの観点から、許可の単位については事業所単位から事業主単位とし、事業所の設置については、届出制とすることが適当であるとの結論が出され、これを踏まえた労働者派遣法の改正が今国会において成立したところである(平成16年3月12日までに施行)。なお、罰則を強化し、違法な事業者を事後的に処罰するのみでは、労働者保護に欠ける事態を防ぐことはできず、本規制を特区内において緩和した結果、労働者の保護に欠ける事態が生じた場合、適切な代替措置を講ずることは困難であると考えている。									2235040	株式会社東京リーガルマインド(50020)	人材派遣・紹介規制緩和特区	一般労働者派遣事業の届出制化に伴う事後規制(罰則)強化
090830	社会保険労務士の労働者派遣の対象化	C		労働者派遣事業者が社会保険労務士(以下「社労士」と略する。)の労働者派遣事業を行うことを認めると、実質的に労働者派遣事業者が派遣社労士を通じて派遣先の社労士業務を取り扱うことになり、社労士又は社労士法人以外の者が社労士業務を行うことを禁止した社労士法第27条に抵触するおそれがある。特に、これを認めると、労働者派遣事業者が実質的に社労士法人と同様の機能を果たし、これを認めると、労働者派遣事業者が実質的に社労士法人と同様の機能を果たし、同制度の意義を没却するおそれがある。このような社労士法第27条の規制について、特区という特定の地域内に限定してその規制対象(範囲)を限定することは、派遣元企業が他地域に所在する支店等に係る各種申請・届出を処理している場合、派遣の効果が特区外に及びることからして、場所的な限定は意味を失い相当ではない。したがって、この問題は特定の地域内のみを対象に検討すべき事情ではなく、全国的に資格法制度全体の在り方を視野に入れて検討すべきものと考えられ、社労士法第27条が社労士又は社労士法人以外の者が社労士業務を行うことを禁止しているのは、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のための必要な規律に服すべきものとされるなど、労働社会保険法に關する専門家としての能力的・倫理的担保を図るための諸般の措置が講じられた社労士が社労士業務を独占することが、労働者を始めとする国民の権利利益を保護する観点から必要とされたからである。このような同条の趣旨は現在なお合理性、妥当性を有するものであり、同条の規制対象(範囲)を変更することは相当ではない。	貴省の回答では「労働者派遣事業者が実質的に社労士法人と同様の機能を果たしうるようになるが、このことは、社労士が社労士法人に限って社労士法人制度を濫脱し、同制度の意義を没却するおそれがある」とあるが、労働者派遣事業者によって派遣される社労士の派遣先が社労士法人である場合、サービスの受益者の立場からすれば、社員を社労士法人に限って社労士法人とせざるを得ないことはなく、問題ないのではないかと、この点を踏まえ、再度検討し回答された。	C		原回答のとおり、社労士を労働者派遣の対象とすべきでないのは、前回述べたとおり、これを認めると、労働者派遣事業者が社労士との間の雇用契約に基づき(指揮命令を通じて、実質的に)派遣先の社労士業務を取り扱うことになり、社労士法第27条に抵触する事態が生じるからである。派遣元が資格者を通じて派遣先事業者の業務を行うこととなり、業務独占規定に抵触するおそれがあることであるが、派遣元と派遣資格者との間の雇用関係に基づき(指導・監督権限が資格の対象となっている業務に及ばないよう、労働者派遣契約で明確にすれば資格者の派遣は可能ではないか、契約では不十分であれば、外国法事務弁護士法第49条に依って法的に担保されるべきと考えられるが、特に、派遣先でインハウスの業務を行う場合、派遣先が社会保険労務士法人の場合の両方について検討されたい。					2236020	株式会社東京リーガルマインド(50020)	土業派遣特区	労働者派遣についての定義に関し、土業者についての例外を設ける

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各都府からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 措置の分類の見直し	13. 措置の内容の見直し	14. 各都府からの再検討要請に対する回答	15. 各都府からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 措置の分類の見直し	17. 措置の内容の見直し	18. 各都府からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
090830	社会保険労務士の労働者派遣の対象化	C		労働者派遣事業者が社会保険労務士(以下「社労士」と略する。)の労働者派遣事業を行うことを認めると、実質的に労働者派遣事業者が派遣社労士を通じて派遣先の社労士業務を取り扱うことになり、社労士又は社労士法人以外の者が社労士業務を行うことを禁止した社労士法第27条に抵触するおそれがある。 特に、これを認めると、労働者派遣事業者が実質的に社労士法人と同様の機能を果たし、同制度の意義を没却するおそれがある。 このような社労士法第27条の規制について、特区という特定の地域内に限定してその規制対象・範囲を限定することは、派遣先企業が他地域に所在する支店等に係る各種申請・届出を処理している場合、派遣の効果が特区外に及ぶこととなることからして、場所的な限定は意味をもたないから相当ではない。 したがって、この問題は特定の地域内のみを対象に検討すべき事柄ではなく、全国的に資格法制全体の在り方を視野に入れて検討すべきものと考え、社労士法第27条が、社労士又は社労士法人以外の者が社労士業務を行うことを禁止しているのは、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のための必要な規律に資すべきものとされるなど、労働社会保険法に關する専門家としての能力的・倫理的担保を図るための諸般の措置が講じられた社労士が社労士業務を独占することが、労働者を始めとする国民の権利利益を保護する観点から必要とされたからである。このような同条の趣旨は現在のお合理性、妥当性を有するものであり、同条の規制対象・範囲を変更することは相当ではない。	貴省の回答では「労働者派遣事業者が実質的に社労士法人と同様の機能を果たしうるようになるが、このことは、社員を社労士のみに限っている社労士法人制度を漸脱し、同制度の意義を没却するおそれがある」とあるが、労働者派遣事業者によって派遣される社労士の派遣先が社労士法人である場合、サービスの受益者の立場からすれば、社員を社労士のみに限っている社労士法人となら変わることではなく、問題ないのではないか、この点を踏まえ、再度検討し回答された。	C		原回答のとおり、社労士を労働者派遣の対象とすべきでないのは、前回述べたとおり、これを認めると、労働者派遣事業者が、社労士との間の雇用契約に基づき(指揮命令を通じて、実質的に派遣先の社労士業務を取り扱うこと)なるおそれがあり、社労士法第27条に抵触する事象が生じるからである。 派遣先が社労士法人の場合であっても、顧客に社労士サービスを提供する社労士が労働者派遣事業者に雇用されその指揮命令を受けること自体が、労働者派遣事業者が実質的に社労士業務を取り扱うことにつながるものであって、このことは派遣先が社労士法人であっても同様である。	「法人制度が導入されたことから、当該資格者について「資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがない)ことから、労働者派遣の対象とならないものとする」と規定しているのは、前回述べたように、資格を有しない労働者派遣事業者が、社労士との間の雇用契約に基づき(指揮命令を通じて、実質的に派遣先の社労士業務を取り扱うこと)なるおそれがあるなど、社労士法第27条に抵触する事象を生じることから、これを禁止しているものである。他方、社労士法人制度(社労士法第25条の第1項)は社員を社労士に限定しており、同規定の趣旨に抵触ないし矛盾するものではない。したがって、再規定を廃止する必要はない。 「労働者派遣事業者が社労士の労働者派遣事業を行うことを認めると、実質的に労働者派遣事業者が派遣社労士を通じて派遣先の社労士業務を取り扱うことになり、社労士法第27条に抵触するおそれがあること」は、これまで述べてきたとおりであるが、同条は、犯罪構成要件になっており(社労士法第31条の第1項第6号)、犯罪の成否は、証拠に基づき具体的な事実関係によって認定されるべきものであるとして、具体的な証拠関係・事実関係を離れてその成否を論ずることは困難である。 「雇用関係における指揮監督権の行使は、個別的な指揮命令のみならず包括的な指揮命令を含むものであり、社労士法第27条は、そのような包括的な指揮命令も含めて、無資格者の社労士業務への介入のおそれを排除する規定である。したがって、派遣する社労士の資格の対象となっている業務については、派遣元の個別的な指揮命令が及ばない旨を契約あるいは法律において明確にしたとしても、無資格者である派遣元が、派遣先に社労士を派遣してサービスを提供させ、当該派遣の対価を得ること自体が、派遣元の包括的な指揮命令の行使による実質的な社労士業務の取扱いとして評価されて、社労士法第27条に抵触するおそれがある。このことは、派遣先が社労士法人であるかどうかは関係ない。	2236030	株式会社東京リーガルマインド(50020)	土業派遣特区	労働者派遣事業に関する制限規定の削除			
090840	一般労働者派遣事業の許可申請書の英語表記の可能化	C		要望の提案者が、許可申請者に対し、申請書への日本語による記載を補助するための窓口を設けることなどにより、要望の目的は達成可能である。	現行規定上、申請書を日本語以外の言語で表記することは可能か、確認し回答された。 また、地方公共団体が英語能力のある職員を確保し、受付体制を整えることを条件として、申請書の英語表記を認められないか、再度検討し回答された。	C		対日投資促進の観点から、要望を実現できないか、検討し回答された。			原回答のとおり、行政事務を適切かつ円滑に遂行するため、許可申請書については日本語で記載されていることが必要であるが、提案者において、申請書の日本語による記載を補助するための窓口を設けることなどにより、要望の目的及び再々検討要請の目的は十分に達成可能と考える。	2117060	三沢市(2207)	MISAWA・アメリカ村国際商業特区	外国人が出店しやすいよう営業許可申請書を英語表記とする。	
090850	精神障害者について障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の対象化	C		精神障害者を雇用率制度の対象とすることについては、人権に配慮した対象者の把握・確認方法の確立等の課題を解決することや、当事者団体や医療関係者、事業主団体等の関係者のコンセンサスを獲得していくことが必要であり、現在「精神障害者の雇用の促進等に関する研究会」の中でこれらの課題について検討を行っており、2004年の夏前にはとりまとめを行うこととしている。 そのため、特区において先行して精神障害者を雇用率の対象とすることは、人権に配慮した対象者の把握・確認方法が十分確立していない現状においては、精神障害者の認定を適切に行うことが困難であり、また、関係者の合意を得られていない状況であることから、適当ではない。 また、特区においてのみ精神障害者を雇用率の対象とすることは、すべての事業主に対して等しく(障害者の雇用義務を課し、納付金等により経済的負担の調整を行っている)制度の基本的な仕組みから見ると、企業の雇用義務に差が生じることから、適当ではない。	平成16年度中に実施することを明確化できないか、再度検討し回答された。	C		精神障害者を雇用率制度の対象とすることについては、人権に配慮した対象者の把握・確認方法の確立といった課題に加えて、関係者間の合意形成についても研究会で検討を行っているところであり、現段階で平成16年度中に実施することを明示することは困難である。	提案主体からの意見では、精神障害者の把握・確認方法については、特定求職者雇用奨励金等の現行制度における精神障害者の把握・確認方法については、特定求職者雇用奨励金等の現行制度における方法を適用する。精神障害者自ら障害を明らかにして求職活動を行い雇用された者に限定し、採用後精神障害者は適用外とすることにより、人権に配慮した把握・確認方法の問題を解消する。精神障害者は、身体及び知的障害者と比べて雇用しやすいとは考えないため、一部の地域においてのみ精神障害者を対象としても不平等性はない。とあり、この点を踏まえ、地域の精神障害者の雇用促進並びに「精神障害者の雇用の促進等に関する研究会」による検討及びその結論に基づく「全国的な実施に資する」との観点から、特区において要望を実施できないか、検討し回答された。	2036030	財団法人正光会(50060)	総合精神医療・保健・福祉特区計画	精神障害者の就労リハビリテーション促進のために精神障害者を対象とする障害者雇用促進法の規制緩和			